

# 環境影響評価マニュアル

## —事後調査編—

平成15年3月

神戸市環境局



# 目 次

<b>第1章 全般的事項</b>	<b>1</b>
1 本マニュアルの趣旨	1
2 用語	1
3 事後調査の意義	2
4 環境影響評価書等提出書類への事後調査に係る記載内容	3
5 事後調査計画書の作成者及び提出者	3
6 事後調査の実施者	3
7 事後調査報告書等の作成者及び提出者	4
8 事後調査の手続きの流れ	4
<b>第2章 事後調査計画の検討</b>	<b>6</b>
1 事後調査の内容	6
2 事後調査を行う環境要素，調査項目及び調査手法の選定等	7
3 事後調査の対象地域及び調査地点	8
4 事後調査の時期の設定	9
5 その他	12
<b>第3章 事後調査計画書の作成</b>	<b>13</b>
1 事後調査計画書の記載事項	13
2 事後調査計画書の作成及び提出	16
3 事後調査計画書の変更	16
<b>第4章 事後調査の実施</b>	<b>17</b>
<b>第5章 事後調査結果の検討及び環境保全措置の強化等</b>	<b>18</b>
1 事後調査結果の検討	18
2 原因の究明及び環境保全措置の強化	18
<b>第6章 事後調査報告書及び概要書の作成</b>	<b>20</b>
1 事後調査報告書の記載事項	20
2 概要書の記載事項	23
3 事後調査報告書及び概要書の作成及び提出	23
4 事後調査の報告書及び概要書の作成にあたっての留意事項	23
<b>資料編</b>	<b>25</b>
参考資料1 事後調査計画書の記載例	27
参考資料2 事後調査報告書の記載例	37
参考資料3 事後調査計画書の検討にあたっての留意事項	53
参考資料4 事後調査結果の検討内容例	61
参考資料5 事後調査・再評価（レビュー）マニュアル（環境庁，平成11年3月）	63
参考資料6 提出書式	101



# 第1章 全般的事項

## 1 本マニュアルの趣旨

「事後調査」は、工事中から供用にいたる事業の実施段階において、環境影響評価での予測方法の妥当性及び予測及び評価の結果を検証するとともに、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載している環境保全の目標の達成状況及び環境保全措置の履行状況を確認し、必要に応じて環境保全措置の追加を検討実施するなどにより確実に環境保全を図ることを目的として事業者が実施するものである。

神戸市では、平成6年4月の「神戸市環境影響評価要綱」の改正に際して「事後調査」の制度を導入した。その後、平成9年6月に「環境影響評価法」（以下「法」という。）が制定され、神戸市においても、平成9年10月に「神戸市環境影響評価等に関する条例」（以下「条例」という。）を公布（平成10年1月施行）し、条例の中に事後調査に関する規定を定めた。また、事後調査が科学的かつ適正に実施されるよう、平成9年12月に「神戸市環境影響評価等技術指針」（以下「技術指針」という。）を策定し、さらに、科学的知見の進展、環境影響評価制度の動向等を踏まえて平成13年6月に技術指針の改定を行っている。

本マニュアルは、事後調査の趣旨をより理解したうえで事後調査の実施や調査結果の検討が事業者によって適切に実施されるよう、技術指針の記載内容を解説するとともに基本的な考え方をとりまとめたものである。

## 2 用語

本マニュアルで使用する用語の定義は次のとおり。

### (1) 対象事業

条例第2条第2号に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する事業であって、環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして「神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則」別表で定める事業及び条例第34条第1項で事後調査の規定を準用することとしている条例第2条第2号に規定する法対象事業をいう。

### (2) 関連行為

進入路の取付け、河川改修、工事用道路の整備など、対象事業を実施しようとする事業者が当該対象事業と密接に関連して実施する行為をいう。

### (3) 事業者

対象事業を実施しようとする者又は対象事業を実施する者をいう。

### (4) 環境保全の目標

環境影響評価において、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を評価するために、事業者自らが技術指針に基づき設定する環境保全に係る目標をいう。事後調査においては、環境保全

措置の追加等を検討する際の判断基準として用いる。

#### (5) 環境保全措置

対象事業及び関連行為に係る構想・計画段階，環境影響評価段階及び実施段階の各段階において，事業者自らが実行可能な範囲内で，環境の保全のために実施する措置。

#### (6) 代償措置

対象事業及び関連行為の実施により損なわれる環境が有する価値と同程度又はそれ以上の環境価値を創出するための措置。

#### (7) 事後調査

事業者が対象事業に着手した後に対象事業が及ぼす環境影響について調査することをいう。

#### (8) 環境調査

対象事業及び関連行為の実施による工事，存在，供用の各段階における環境への影響を把握するため，対象事業等及び関連行為が実施される区域及びその周辺地域の環境の状況を把握するための調査をいう。

#### (9) 施設調査

対象事業等及び関連行為の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするうえで必要な施設等の稼働状況，環境保全措置の実施状況等を把握するための調査をいう。

#### (10) 環境要素と環境調査項目

環境要素は，評価書の作成にあたり，対象事業及び関連行為の実施により環境に影響を及ぼすと考えられるものとして抽出した大気質，水質等の要素である。これに対し環境調査項目は，例えば大気質であれば二酸化窒素（NO<sub>2</sub>），浮遊粒子状物質（SPM）等の項目で，環境要素をさらに小区分化したものをいう。

（※その他の用語は，条例及び技術指針で使用する用語の例による。）

### 3 事後調査の意義

- 事後調査の実施により，対象事業及び関連行為が環境に及ぼす影響について，環境影響評価において設定した環境保全の目標の達成状況を確認することができる。
- 環境影響評価において検討された環境保全措置が適切に履行されているかを確認することができる。
- 事後調査結果により，事業の実施が環境に著しい影響を及ぼし，又は及ぼすおそれがあると認められる場合に環境保全措置の強化や追加を適切に講じることができる。
- 環境影響評価の結果については，不確実性を伴うこともあるため，当該事業の工事中，存在時及び供用時の各段階において事後調査を実施することによって，予測の不確実性を補うとともに，必要に応じた適切な環境保全措置を講じることができる。

- 環境に及ぼす影響で予測しえなかった事象が出現した場合に、迅速に対応することができる。
- 事後調査の結果を予測結果と比較検討することなどを通じて、環境影響評価に係る予測・評価手法の改善・向上を図ることができる。

#### **4 環境影響評価書等提出書類への事後調査に係る記載内容**

事業者は、事後調査の実施について、次の提出書類にその計画又は調査の結果を記載するものとする。

##### **(1) 環境影響評価書案**

予測・評価の結果をもとに事業者として実施しようとする事後調査について、調査項目ごとに、調査方法、時期、場所等に関して可能な限り具体的に記載する。

##### **(2) 環境影響評価書**

市長意見（評価意見書）を勘案して評価書案の事後調査記載事項に検討を加えて記載する。

##### **(3) 事後調査計画書**

評価書の事後調査記載事項に基づき、調査項目ごとに、調査方法、時期、場所等に関して、詳細かつ具体的な実施計画を記載する。

##### **(4) 事後調査報告書**

事後調査の方法、調査結果及び検討の結果等を記載する。

##### **(5) 概要書**

一般に縦覧されるものであることに配慮のうえ、事後調査報告書の内容を分かりやすく要約して記載する。

#### **5 事後調査計画書の作成及び提出者**

「事後調査計画書」の作成者及び提出者は、事業者とする。

なお、事後調査の実施中において「事後調査計画書」の内容を変更する場合には、事前に市（環境局）と協議を行うものとする。

#### **6 事後調査の実施者**

事後調査の実施者は、事業者とする。

事業者以外の者が事後調査の実施主体となることが明らかな場合は、「事後調査計画書」の中で、引継ぎ方法、実施体制及び責任体制について明記しておく。

なお、事後調査の実施中において事後調査の実施主体を変更する場合には、事前に市（環境局）と協議を行うものとする。

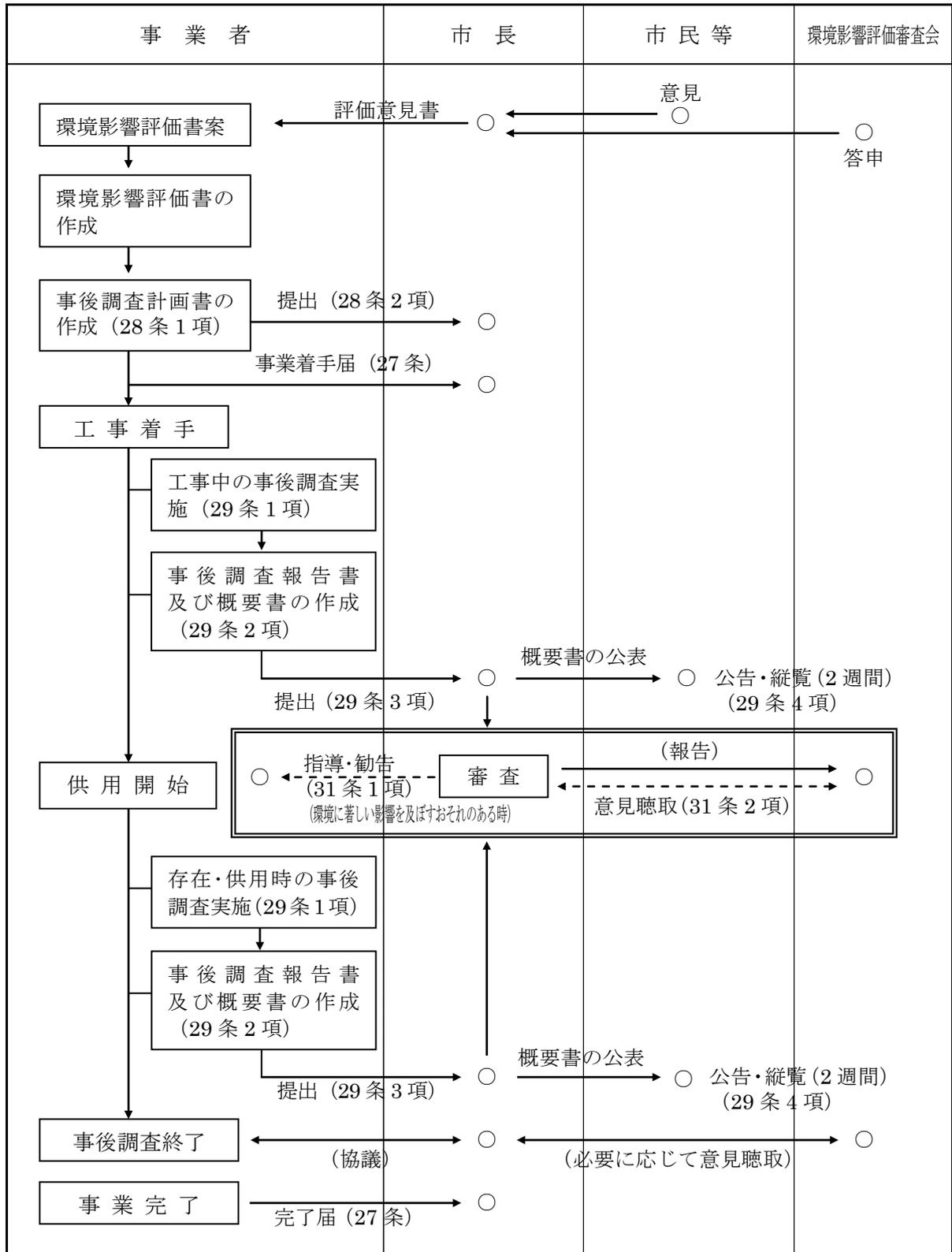
## **7 事後調査報告書等の作成及び提出者**

「事後調査報告書」等の作成者及び提出者は、事業者とする。

## **8 事後調査の手続きの流れ**

事後調査に関する手続については、条例第 34 条第 1 項により法対象事業についても準用することとしている。

事後調査の手続きの流れを図－1 に示す。



※事後調査の実施主体を他の者に引き継ぐ場合、事後調査を終了する場合及び事後調査計画書の内容を変更する場合には、事前に市（環境局）と協議を行うものとする。

図－１ 事後調査の手続きの流れ

## 第2章 事後調査計画の検討

事後調査は事業者が自己の責任と負担において実施するものであり、対象事業による環境影響が、環境影響評価における予測の範囲内であるか、講じた環境保全措置が十分機能し効果を発揮しているか検証するとともに、必要に応じ適切な環境保全措置の追加・再検討を実施するものであり、環境影響評価の結果をフォローアップすることに意義がある。

したがって、事後調査計画は、必要かつ十分な調査となるように検討し、策定することが重要である。

事後調査計画の策定に当たっての考え方は次のとおりである。

### 1 事後調査の内容

事後調査の内容については、技術指針で次のとおり定めている。

#### 〈技術指針 IV 2 事後調査計画書の作成及び事後調査の実施〉

##### (1) 事後調査の内容

事後調査の内容は、環境調査と施設調査とする。

なお、地方公共団体等、事業者以外が行う環境に係る調査で必要な情報が得られると考えられる場合には、その情報を活用することができる。

##### ア 環境調査

対象事業等及び関連行為の実施による工事、存在、供用の各段階における環境への影響を把握するため、対象事業等及び関連行為が実施される区域及びその周辺地域の環境の状況を原則として現地調査により把握する。

##### イ 施設調査

対象事業等及び関連行為の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするうえで必要な施設等の稼働状況、環境保全措置の実施状況等について原則として現地調査により把握する。

事後調査は、事業の実施によって実際に生じる環境影響の程度を事業者自らが把握するために行うものであり、事業者による現地調査が原則となる。

ただし、神戸市や兵庫県環境部局などが継続的に一般環境監視として実施している調査結果が事後調査として活用できる場合には、それらの情報を活用することができる。

なお、この場合には、活用する理由を明らかにするとともに、条例に基づく事後調査結果の公表時期と当該情報の公表時期との関係に留意しておく必要がある。

事後調査の内容としては、工事・存在・供用の各段階に応じた大気質・騒音・水質などを調査する環境調査と施設等の稼働状況や環境保全措置の実施状況などを調査する施設調査がある。事後調査の内容の検討にあたっては、あらかじめ次の点に留意する必要がある。

- 環境調査の結果は、対象事業そのものの影響だけでなく、一般交通車両や対象事業以外の工事、一般の環境濃度（いわゆるバックグラウンド）など、他の様々な要因による影響

も含まれた結果として現れること。

- 環境調査と施設調査の結果を総合的に勘案して、事業の実施による影響の程度に関して検討を行うこととなること。

## 2 事後調査を行う環境要素，調査項目及び調査手法の選定等

### (1) 環境要素及び調査項目

事後調査を行う環境要素については、技術指針で次のとおり定めている。

#### 〈技術指針 IV 2 事後調査計画書の作成及び事後調査の実施〉

##### (2) 事後調査の項目

###### ア 環境調査

原則として予測・評価を行った環境要素とする。

なお、予測・評価を行った環境要素のうち、事後調査を行う環境要素として選定しないものについては、その理由を記載する。

###### イ 施設調査

原則として環境調査項目に関連する施設等の稼働状況（排出物質の状況を含む。）、環境保全措置の実施状況等とする。

#### ア 環境調査

環境調査を行う環境要素は、原則として、事業の実施により影響が及ぶと考えられる環境要素、すなわち予測・評価を行った環境要素を基本として選定する。

また、選定した環境要素と密接な関連があり、事後調査結果の検討に際して必要であると考えられる事項（予測の前提条件と関連のある風向、風速、河川や海域の流況など）についても併せて調査することが重要である。

なお、予測・評価を行った環境要素のうち、環境影響が小さいことが明らかであり、かつ予測の不確実性の程度が小さいものについては、事後調査を行う環境要素として選定しないことも可能であるが、この場合には選定しない理由を明らかにしておく必要がある。

#### (7) 工事中

工事中においては、一般に予測・評価の対象とした建設機械の稼働や工事用車両の走行による大気質・騒音・振動などを基本に調査を実施する。

また、植物・動物・生態系・人と自然との触れ合い活動の場などについても、環境保全措置の内容などを勘案のうえ、必要に応じて調査を実施する。

#### (4) 存在・供用時

存在・供用時においては、埋立事業における潮流など存在そのものによる影響や工場の稼働、道路・住宅地・ゴルフ場の供用など、施設の供用による環境影響について、予測・評価の対象とした環境要素を基本に調査を実施する。

## イ 施設調査

施設調査については、工事中、存在・供用時の各段階において、環境調査を行う環境要素に関連する施設等の稼働状況、環境保全措置の実施状況、予測の前提条件として設定した内容と関連のある事項等を把握する。主な調査事項の例を表-1に示す。

なお、環境影響評価の段階で設定した前提条件が大きく変わるような場合には、その理由及び環境影響の変化の程度などの資料を基に、事前に市（環境局）と協議を行うものとする。

表-1 施設調査における主な調査事項の例

	施設等の稼働状況	環境保全措置の実施状況
工事中	建設機械の種類・規模・位置・稼働期間・稼働台数・配置状況 工事用車両の走行台数状況など	粉じん飛散防止のための散水実施状況 低公害・低騒音型建設機械の導入状況 工事用車両の走行ルート遵守状況 汚濁防止膜の展張状況、濁水処理施設の設置・管理状況 貴重種の保全状況、緑化状況など
存在 ・ 供用時	事業実施により発生する負荷量等（排出物質の濃度・量、自動車交通量） 緑化修景状況など	ばい煙処理施設・排水処施設の稼働状況 防音壁の設置状況、透水性舗装の実施状況 貴重種の移植等の状況など

### (2) 事後調査の調査手法

環境調査における現地調査の方法については、環境影響評価の際に実施した現況調査の方法と合わせることを原則とするが、調査方法の技術的な進展などによって、環境影響評価時点での不確実性が低減でき、かつ、事業の実施による影響の程度が適切に評価できる調査方法が確立された場合等には、より適切な方法による調査を行うことが望ましい。

## 3 事後調査の対象地域及び調査地点

事後調査の対象となる地域については、技術指針で次のとおり定めている。

### 〈技術指針 IV 2 事後調査計画書の作成及び事後調査の実施〉

#### (3) 事後調査の対象地域

事後調査の対象地域は、原則として評価書に記載した予測地域とする。

#### (1) 対象地域

事後調査の対象地域については、原則として評価書に記載した予測地域とする。これは、事業者が評価書を作成するに当たり、対象事業及び関連行為が環境に及ぼす影響を考慮して予測地域を設定していることによるものである。

ただし、予測の不確実性や周辺の土地利用状況の変化等により、予測地域以外の地域における環境影響が懸念される場合には、調査地域を拡大することなどにより、適切に影響を把握できるようにする必要がある。

## (2) 調査地点

事後調査の調査地点は、基本的に環境影響評価に際して予測・評価を行った地点（調査地点を設定していない場合は、現況調査を行った地点）と同じ地点とする。

ただし、次に掲げる場合は地点の追加，変更を行うなど適切に対応する必要がある。

- 予測の不確実性や周辺土地利用状況の変化等により、予測地点以外の場所における環境影響が懸念される場合や現況調査において既に環境基準や環境保全に係る行政目標等を超過していることが明らかな場合には、あらかじめ対象事業の影響の程度を検討することを考慮したうえで調査地点を追加するなど適切に対応する。
- 環境影響評価において現況調査や予測を行っていない地点を事後調査の地点として設定する場合には、事業実施前の状況を把握しておくか、もしくは、事業実施による影響を受けない地点をあわせて設定することなどにより、事後調査地点において適切に調査結果の検討が行えるよう対応する。
- 環境基準や環境保全に係る行政目標等が設定されていない項目については、事後調査結果により対象事業の影響を検討することが困難な場合が想定されることから、バックグラウンド値の把握なども考慮したうえで調査地点を設定する。

## 4 事後調査の時期の設定

### (1) 事後調査期間・頻度

事後調査の期間・頻度については、技術指針で次のとおり定めている。

#### 〈技術指針 IV 2 事後調査計画書の作成及び事後調査の実施〉

##### (4) 事後調査の期間・頻度

工事、存在、供用の各段階における環境への影響を確認できる期間及び頻度とする。工事中については、原則として工事の影響が最大となる時期とし、工事期間が長期にわたる場合及び周辺環境に特に配慮を要する場合には、必要に応じて定期的な調査についても検討する。

供用時については、原則として予測・評価を行った時期とする。なお、当該時期以前であっても予測の前提条件を満たしていると判断される場合には、予測・評価を行った時期とみなすことができる。

事後調査結果に基づき、環境保全措置の強化や追加の検討、予測・評価の妥当性の検証を行うことになることを考慮すると、環境影響評価において予測対象時期を定めて予測・評価を行った環境要素については、予測対象時期に相当する時点で事後調査を実施する必要がある。

## ア 工事中

工事中の事後調査は、原則として工事の影響が最大となる時期に実施する。

実際の工事にあたっては、工事工程の変更や住居地等に近接して実施される場合があることから、工事期間が長期にわたる場合には、機械配置や周辺環境に与える影響を考慮し、各年度ごとの工事最盛期の環境影響を把握するなど、必要に応じて定期的な調査を行うことが重要である。

また、事業実施区域の周辺に特に環境面から配慮を要する施設がある場合（学校、病院、住宅が近接している場合など）には、工事の実施がそれらの施設に及ぼす影響について適宜調査を行いつつ工事を実施するなど十分な配慮を行う必要がある。特に、粉じん・騒音・悪臭については、周辺住民が窓を開けて生活を営む季節において、より影響が顕著になることが考えられるので、この点も考慮のうえ事後調査の実施時期を設定することが重要である。

なお、鉄道・工場・廃棄物処理施設・発電所・飛行場など、実際の施設の供用前に試験走行や試験運転を行うことがある場合には、これらを工事中の一環としてとらえて事後調査を実施する必要がある。

## イ 供用時

供用時の環境影響評価では、一般に、施設が全面稼働する時期や発生負荷量などの環境影響の程度が定常状態になる時期を予測・評価の対象時期としている。

従って、供用時の事後調査の実施時期については、原則として環境影響評価において予測・評価を行った時期とする必要がある。

ただし、供用開始から予測・評価の対象時期までに長期間を要する場合は、予測・評価の対象時期の到来まで、3年を超えない期間ごとに事後調査を実施するなど、継続的な調査体制を検討する必要がある。

また、周辺地域住民にとっては、施設が供用された直後における環境影響の程度に関心が高いことも考慮のうえ、供用直後における事後調査の実施について検討することが重要である。

なお、廃棄物処理施設や発電所などのように、供用直後から全面稼働し、定常状態にいたる場合も考えられる。このような場合には、予測の前提条件を勘案のうえ、環境影響評価における予測・評価時期より前に供用時の事後調査を実施することもできる。この場合には、環境影響評価における予測・評価時期にどのような環境影響の程度になるかを含めて検討を加えておく必要がある。

供用時における事後調査の実施例を図-2に示す。なお、事後調査期間等については、実際上はそれぞれの対象事業ごとにケースバイケースで設定する必要がある。

## (2) 事後調査の完了

環境影響評価の目的である環境保全の見地からの適正な事業実施と環境保全措置の適正な履行が確認されれば、事後調査は完了するものとする。

従って、施設の稼働状況が安定して事業の実施に伴う環境影響が定常状態となっていると判断でき、かつ、事後調査の結果や環境保全措置の実施状況、さらには苦情等の状況などを総合的に勘案したうえで、環境影響評価時に設定した全ての環境保全の目標が満足されていると判断される場合に事後調査を完了することが適切である。

供用後において施設の稼働状況が安定し、事業の実施に伴う環境影響が定常状態になっていると判断するには、一定の期間が必要と考えられることから、全ての事業について、少なくとも供用後概ね3年程度は事後調査を継続する必要がある。

また、事後調査を完了するための条件が満たされない場合には、3年を超えない期間ごとに事後調査を継続し、再度完了の条件を確認するものとする。

なお、事後調査の完了に際しては、事前に市（環境局）と協議を行うものとする。

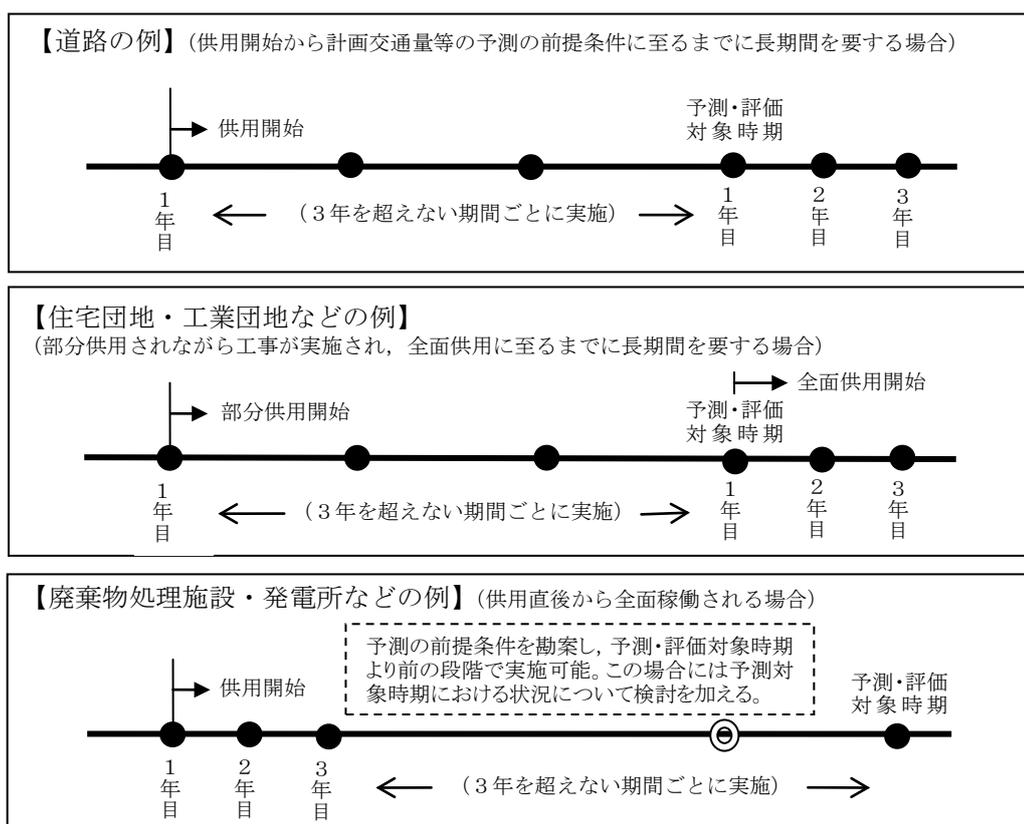


図-2 供用時における事後調査の実施例

## 5 その他

技術指針で次のとおり定めている。

### 〈技術指針 IV 2 その他〉

#### (5) その他

環境の保全の観点から不測の事態が生じた場合における対応の方針及び体制をあらかじめ明らかにしておく。

事後調査の実施段階において、環境影響評価の時点では想定しえなかった環境影響に関する状況が発生することも考えられるので、このような事態が生じた場合における対応方針や連絡体制、環境保全措置の実施体制については、事前に明らかにしておく必要がある。

## 第3章 事後調査計画書の作成

### 1 事後調査計画書の記載事項

事後調査計画書の記載事項については、技術指針で次のとおり定めている。

#### 〈技術指針 V 6 事後調査計画書の記載事項〉

<p>事後調査計画書の記載事項は、以下の事項を基本とする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容 対象事業の内容には、対象事業等及び関連行為の種類、位置、規模、その他の基本的諸元を記載する。</p> <p>(3) 事後調査計画の内容</p> <p>(4) 事後調査結果の検討方法</p> <p>(5) 事後調査実施体制 事後調査の担当部署、責任者、連絡先、委託等により事後調査を実施することが決定している場合は受託者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(6) 事後調査報告書の提出時期 事後調査報告書は、工事中及び供用後のそれぞれの事後調査が終了した時点で速やかに市長に提出するものとし、提出の予定時期（年月）を記載する。 なお、原則として年度ごとに報告書を提出するものとする。</p> <p>(7) その他事後調査に関し参考となる事項 周辺住民からの苦情又は要望に対する処理体制及び措置方針等について記載する。</p>
--

#### (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

事後調査を行う事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載する。

なお、事業者の変更がある場合には、変更後の事業者の氏名及び住所並びに変更の経緯等（理由など）を併せて記載する。

#### (2) 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容

評価書に記載している対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容を記載する。

「その他対象事業の内容」としては、関連行為の内容、工事計画・供用計画の概要、評価書に記載している環境保全措置の内容（工事中・供用後）、行為等・環境要素関連表（技術指針表3）を記載する。

#### (3) 事後調査計画の内容

工事中、供用後の区分ごとに、次の事項を記載する。

- 環境影響評価において予測・評価を行った環境要素について、環境調査、施設調査別に調査項目、調査時期等を総括表形式で一括して記載する。また、環境影響評価におい

て予測・評価を行った環境要素のうち、事後調査を行う環境要素として選定しないものについては、その理由を記載する。

- 環境要素ごとに、調査項目、調査の時期・期間・頻度、調査地点（範囲）、調査方法を記載する。調査地点（範囲）については、対象事業及び関連行為の実施場所との位置関係がわかるように図示する。

なお、事業の実施による影響の程度について、事後調査の結果をもとに検討することになるため、単に漫然と大気質・騒音・水質などの環境調査に係る事後調査を実施するのではなく、当該調査結果に影響を及ぼすと考えられる要素（気象、水象、周辺の環境状況（一般交通量、他の工事等）、動植物の生息・生育環境等）についても同時期に把握しておくことが重要である。

また、粉じん・騒音・悪臭については、周辺住民が窓を開けて生活を営む季節において、より影響が顕著になることが考えられるので、この点も考慮のうえ事後調査計画を立案することが重要である。さらに、騒音・振動対策や粉じん対策など環境保全措置の効果を定量的に検討する観点を含めることが望ましい。

#### (4) 事後調査結果の検討方法

事後調査結果（環境調査、施設調査）をもとにして、事業の実施による環境影響の程度を把握するための検討方法や考え方を記載する。

この場合、事業実施による影響以外の影響をどのように把握するかといった観点を含めて検討しておくことが重要である。

また、環境基準や環境保全に係る行政目標等が設定されていない項目について、定量的な検討基準を設定する場合には、その基準の妥当性や見直しの方針などを明らかにしておく必要がある。

#### (5) 事後調査実施体制

事後調査の担当部署、連絡先（電話番号等）、委託等により事後調査を実施することが決定している場合は受託者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載する。

工事中、供用後の事後調査の実施者が異なる場合は、それぞれの事業者について記載し、同時に責任範囲、引継ぎ方法も記載する。

#### (6) 事後調査報告書の提出時期

報告書のとりまとめに要する期間を考慮のうえ、事後調査報告書及び概要書の提出予定時期を記載する。

事後調査報告書は、原則として、工事中と供用後で区分し、調査実施年度に作成することとし、工事中・供用後とも、年度内の最後の調査完了後概ね3ヶ月以内に提出する。

## (7) その他事後調査に関し参考となる事項

事業実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれが認められた場合や不測の事態が生じた場合における対応方針，周辺住民からの苦情又は要望に対する処理体制及び措置方針について記載する。

特に，植物・動物に係る環境保全措置として移植等を行った場合において，移植等の状況が良好でない場合には，直ちに原因究明に努めるとともに，環境保全措置の追加・検討を行う体制を明確にしておく。

## (8) 目次構成の例

事後調査計画書の目次構成の例を表－２に示す。また，事後調査計画書の記載例については，資料編の「参考資料１ 事後調査計画書の記載例」に示すとおりである。

表－２ 事後調査計画書の目次構成（例）

1	事業者の氏名及び住所
2	対象事業の名称，規模及び目的その他対象事業の内容
	(1) 対象事業の名称
	(2) 対象事業の目的
	(3) 対象事業の内容
	(4) 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連
	(5) 環境保全の目標
	(6) 事前配慮事項・環境保全措置
3	工事中の事後調査計画の内容
	(1) 大気質
	ア 環境調査
	イ 施設調査
	} 以下，(2)～(7)の環境要素も同様
	(2) 騒音
	(3) 水質
	(4) 植物
	(5) 動物
	(6) 生態系
	(7) 地球温暖化
4	存在・供用後の事後調査計画の内容
	(1) 大気質
	ア 環境調査
	イ 施設調査
	} 以下，(2)～(8)の環境要素も同様
	(2) 騒音
	(3) 水質
	(4) 植物
	(5) 動物
	(6) 生態系
	(7) 景観
	(8) 地球温暖化
4	事後調査結果の検討方法
5	事後調査実施体制
6	事後調査報告書の提出時期
7	その他（周辺住民からの苦情等の処理体制，環境に著しい影響を及ぼすおそれが認められた場合の対応方針など）

## 2 事後調査計画書の作成及び提出

事業者は、対象事業の実施に先立ち、工事着手届出の前に「事後調査計画書」を作成し、市長に提出する（提出部数は5部）。

## 3 事後調査計画書の変更

事後調査計画書の提出後において、工事方法・事業計画内容等について変更が生じる場合や環境保全措置の追加などが必要になる場合が考えられる。

また、事後調査を積み重ねることにより、当初の計画内容では不十分な場合や逆に当初計画内容からスコーピング（絞り込み）できる場合などが考えられる。

このような場合に、当初の事後調査計画書に固執することは不合理であり、柔軟な見直しが行われることが適切である。

ただし、事後調査計画書の変更を行う場合には、その理由を明らかにしたうえで事前に市（環境局）と協議を行うものとする。

## 第4章 事後調査の実施

次の事項に留意しつつ事後調査を実施する。

- 事業者は、対象事業に関する工事に着手した後、基本的には「事後調査計画書」に基づき、事後調査を実施する。なお、実際の調査段階において、「事後調査計画書」どおりに行うことが適当でないと判断される場合には、現地にて柔軟な対応をとること。
- 事後調査は、環境影響評価における現況調査と同様に、客観的、科学的に実施する。また、予測結果及び環境保全の目標と比較できるように、環境影響評価における現況調査と同等程度の精度、正確性が確保されるよう実施する。
- 特殊な気象条件等にある日・時期を避け、事後調査を実施するよう努める。
- 事業の実施による環境影響の程度を検討するうえで重要と考えられる事項については、野帳などに記録しておくことが重要である。

# 第5章 事後調査結果の検討及び環境保全措置の強化等

## 1 事後調査結果の検討

事業者は、事後調査で得られた結果を整理し、対象事業の実施による環境への影響の程度を把握するとともに、事後調査結果の環境保全の目標への適合状況の確認を行う。

この際、予測値との比較により予測の妥当性を検証する観点及び苦情の発生状況など周辺地域における生活環境の保全の観点も含め総合的に検討するよう努める。

また、対象事業の実施による環境影響が考えられる場合は、環境保全措置の強化・追加を行う必要がある。

事後調査結果の検討の手順を、図－3に示す。

## 2 原因の究明及び環境保全措置の強化

原因の究明及び環境保全措置の強化については、技術指針で次のとおり定めている。

### 〈技術指針 IV 3 事後調査結果の検討〉

#### (1) 原因の究明

事後調査の結果が予測結果を上回り、環境保全の目標の達成に支障を生じるおそれがある場合は、原因の究明を行い、必要に応じ追跡調査を実施する。

究明した事項、原因究明の方法・結果は、事後調査報告書に記載する。

#### (2) 環境保全措置の強化

原因究明の結果、対象事業等及び関連行為に起因することが判明した場合は、神戸市と協議の上、環境保全措置の強化を図る。

ただし、人の健康に重大な被害を生じるおそれがある場合など緊急を要する場合には、事業者の判断において、直ちに環境保全措置を講じる。

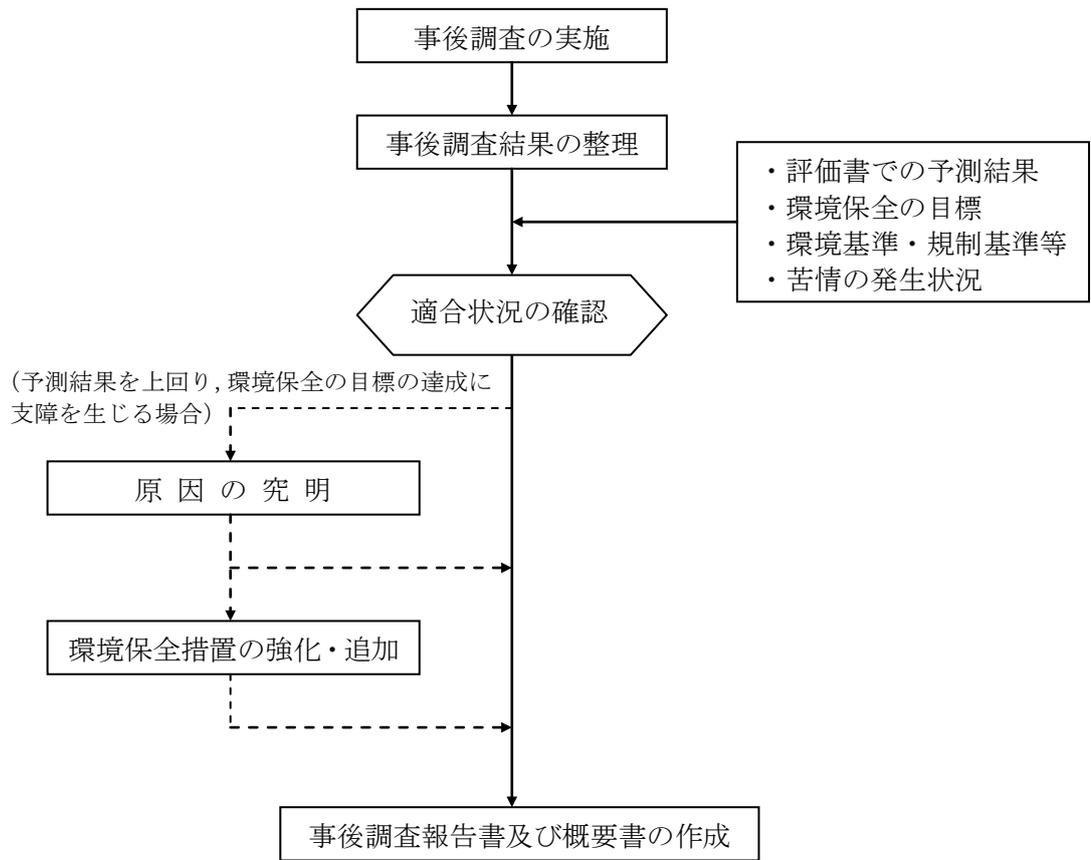
講じた環境保全措置の内容等は、事後調査報告書に記載する。

なお、環境要素への影響に関して予測し得なかった事象が出現した場合には適切に対応する。

また、市長による勧告又は指導がなされた場合は、勧告又は指導に沿って、環境保全措置を講じる。

事後調査の結果が予測結果を上回り、環境保全の目標の達成に支障を生じるおそれがある場合は原因の究明を行い、対象事業の実施による影響との関連について検討する。

対象事業の実施による環境影響が考えられる場合は、環境保全措置の追加・強化を行う必要がある。



図－3 事後調査結果の検討及び環境保全措置の強化の手順

## 第6章 事後調査報告書及び概要書の作成

### 1 事後調査報告書の記載事項

事後調査報告書の記載事項については、技術指針で次のとおり定めている。

#### 〈技術指針 V 7 事後調査報告書の記載事項〉

<p>事後調査報告書の記載事項は、以下の事項を基本とする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容 対象事業の内容には、対象事業等及び関連行為の種類、位置、規模、その他の基本的諸元及び進捗状況等を記載する。</p> <p>(3) 事後調査の実施内容 調査実施項目、調査実施時期・場所、調査方法、委託等により事後調査を実施した場合は受託者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）等を記載する。</p> <p>(4) 事後調査結果 調査の実施項目ごとに、調査結果を予測・評価の結果及び環境影響評価の際に設定した環境保全の目標と比較検討できるよう整理して記載する。</p> <p>(5) 事後調査結果の検討 事後調査結果の検討結果（原因の究明を行った場合には、究明した事項、原因究明の方法・結果、また環境保全措置を講じた場合には、措置の内容を含む。）を記載する。</p> <p>(6) その他事後調査に関し参考となる事項 周辺住民からの苦情又は要望の発生及び措置の状況等について記載する。</p>
--

#### (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

事後調査を行った事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載する。

なお、事業者の変更がある場合には、変更後の事業者の氏名及び住所並びに変更の経緯等（理由など）を併せて記載する。

#### (2) 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容

評価書に記載している対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容を記載する。

「その他対象事業の内容」としては、関連行為の内容、工事計画・供用計画の概要、評価書に記載している環境保全措置の内容（工事中・供用時）、行為等・環境要素関連表（技術指針表3）を記載する。

#### (3) 事後調査の実施内容

事後調査の実施内容について、事後調査計画書と同様の形式により整理して記載する。

なお、事後調査計画書に記載されているもので、当該年に実施しなかったものについては、その理由を明らかにして記載する。また、新たな調査を追加した場合も同様とする。

#### (4) 事後調査結果

事後調査結果を環境要素ごとに、評価書での予測結果、環境保全の目標及び必要に応じ法令基準等と比較検討できるように整理して記載する。

環境調査及び施設調査によって得られた調査結果は、以下のように整理する。

事後調査報告書での事後調査結果の記載例は、「参考資料2 事後調査報告書の記載例」に示すとおりである。

##### ア 環境調査

- 対象事業の実施による環境への影響の程度を、客観的かつ的確に把握できるように整理する。
- 事後調査結果は、予測・評価した環境要素ごとに、予測結果及び環境保全の目標と比較検討できるように、また必要に応じ法令基準等とも比較検討できるように整理する。
- 予測・評価に当たって、気象、水象等の条件が重要な項目となっている場合には、それらの項目について予測に用いた条件と事後調査実施時の条件とを比較できるように整理する。

##### イ 施設調査

- 施設等の稼働状況に関する調査の結果は、施設等の位置、規模、構造、稼働状況、排出物質の状況、交通量の状況等について、予測において考慮した施設等の計画内容、排出物質の状況と比較できるように整理する。
- 環境保全措置の実施状況に関する調査の結果は、予測において考慮した環境保全措置の内容及び効果と比較できるように整理する。

#### (5) 事後調査結果の検討

環境要素ごとに、事後調査結果について検討しその内容を記載する。この場合には、経年的な変化程度についても検討を加える。

また、事後調査の結果が予測結果を上回り、環境保全の目標の達成に支障を生じるおそれがある場合には原因の究明を行い、究明した事項、原因究明の方法・結果、また環境保全措置を講じた場合には、措置の内容についてもあわせて記載する。

環境調査及び施設調査によって得られた調査結果については、以下のように検討する。

なお、事後調査結果の検討においては、環境調査結果及び施設調査結果の検討に加え、苦情の発生状況など計画地周辺地域における生活環境の保全の観点も含めて総合的に検討するよう努める。

##### ア 環境調査

環境調査で得られた結果については、環境影響評価において予測・評価した環境要素ごとに、対象事業及び関連行為の実施による環境への影響の程度を把握する。その際には、事後調査結果を環境影響評価における予測結果及び環境保全の目標と比較するとともに、

予測（予測方法、予測条件及び予測結果）の妥当性についても検証を行う。

なお、環境調査結果の検討に当たっては、調査結果に影響を及ぼす要因（気象、水象、交通量等）の状況についても考慮する。

#### イ 施設調査

施設等の稼働状況（排出物質の状況を含む）を把握するとともに、環境保全措置の履行状況を確認し、環境影響評価における予測で考慮した施設等の稼働状況、環境保全措置の内容及び効果と比較検討する。

#### (6) その他事後調査に関し参考となる事項

周辺住民からの苦情又は要望の発生及び措置の状況、事後調査の実施及び事後調査報告書の作成のために使用した文献名等を記載する。

#### (7) 目次構成の例

事後調査報告書の目次構成の例を表－3に示す。また、事後調査報告書の記載例は、「参考資料2 事後調査報告書の記載例」に示すとおりである。

表－3 事後調査報告書の目次構成（例）

1	事業者の氏名及び住所	
2	対象事業の名称、規模及び目的 その他対象事業の内容	
	(1) 対象事業の名称	
	(2) 対象事業の目的	
	(3) 対象事業の内容	
	(4) 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連	
	(5) 環境保全の目標	
	(6) 事前配慮事項・環境保全措置	
3	事後調査の実施内容	
4	事後調査結果	
	(1) 大気質	
	ア 環境調査	} 以下、(2)～(7)の環境要素も同様
	イ 施設調査	
	ウ 調査結果の検討	
	(2) 騒音	
	(3) 水質	
	(4) 植物	
	(5) 動物	
	(6) 生態系	
	(7) 地球温暖化	
5	事後調査実施体制	
6	その他	
	(1) 苦情等の処理状況	
	(2) 参考文献等	

## 2 概要書の記載事項

概要書の記載事項については、技術指針で次のとおり定めている。

### 〈技術指針 V 8 概要書の記載事項〉

事後調査の結果をわかりやすく住民等に周知するという趣旨を考慮の上、事後調査報告書の内容を要約して記載する。

概要書は、単に事後調査報告書から詳細データを除いたものとするのではなく、事後調査報告書の記載事項を要約し、図や表を用いてわかりやすく記載することが重要である。

## 3 事後調査報告書及び概要書の作成及び提出

事業者は、事後調査計画書に記載した提出時期までに事後調査報告書及び概要書を作成し、市長に提出する。

提出部数については、事後調査報告書 5 部、概要書 35 部（審査会提出用を含む）とする。

## 4 事後調査の報告書及び概要書の作成にあたっての留意事項

事後調査の報告書及び概要書の作成にあたっての留意事項については、技術指針で次のとおり定めている。

### 〈技術指針 IV 4 事後調査の実施における留意点〉

調査によって得られる情報については、調査の実施日時等調査の諸元、調査結果、環境保全の目標の達成状況等をわかりやすく整理する。

現況調査と同様、貴重な植物及び貴重な動物の生育・生息場所など、開示することにより環境保全に支障を生じるおそれがある情報については、生育・生息場所が特定できない形で整理するなどの配慮を行う。

なお、事後調査報告書及び概要書の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

### (1) 事後調査報告書

- 重点化及び簡略化すべき内容を考慮の上、平易な言葉を用いて簡潔にとりまとめるとともに、図表、写真等を用いることなどにより、理解しやすいものとなるよう配慮する。
- 学術用語、法令用語等の専門的用語の使用は必要最小限とし、やむを得ず使用する場合には必要に応じて注釈を付ける。
- 図書に用いる資料の整理に当たっては、出典、情報の時点等を明らかにする。
- 貴重な植物及び動物の生育・生息場所など、開示することにより環境保全に支障を生じるおそれがある情報については、生育・生息場所が特定できない形で整理するなどの配慮を行う。
- 技術専門的な分析資料等で膨大となる資料は、資料編として報告書の巻末に整理する。

## (2) 概要書

概要書は、2 週間公衆の縦覧に供される。このため、概要書は事後調査結果について一般の人にとっても読みやすく、分かりやすいものにすることが求められることを考慮し、必要な情報を図表、写真等を用いて簡潔にかつ、分かりやすく整理するとともに、専門的用語の使用を極力避け、理解しやすいものとなるよう配慮することが重要である。

## 資 料 編

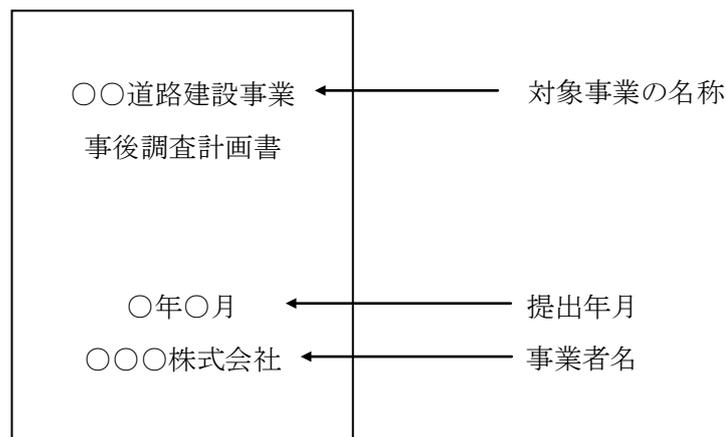
- 参考資料 1 事後調査計画書の記載例
- 参考資料 2 事後調査報告書の記載例
- 参考資料 3 事後調査計画の検討にあたっての留意事項
- 参考資料 4 事後調査結果の検討内容例
- 参考資料 5 事後調査・再評価（レビュー）マニュアル（環境庁，平成 11 年 3 月）
- 参考資料 6 提出書式



## 事後調査計画書の記載例（事業者が法人の場合）

### [計画書の体裁]

- A4 判，縦長使用，横書き，左とじとする。なお，図表等を使用する場合で A3 判は折り込みとじとする。
- 目次を掲げるとともに，通しページになっていること。
- 表紙



## 1 事業者の名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

### (1) 名称等

〇〇〇株式会社

(代表者) 代表取締役 〇〇 〇〇

### (2) 主たる事務所の所在地

神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

## 2 対象事業の名称，規模及び目的その他対象事業の内容

(1) 名 称 〇〇〇〇事業

(2) 規 模 延長〇〇km，面積〇〇ha など

(3) 目 的 (簡潔に記載する。)

### (4) 内 容

#### ア 種 類

(例) 「道路の建設」，「宅地の造成」，「レクリエーション施設の建設」など

「神戸市環境影響評価等に関する条例」第 2 条第 2 号の該当種類を記載する。

「環境影響評価法」対象事業の場合は，法第 2 条第 2 項第 1 号の該当種類を記載する。

イ 位置

神戸市〇〇区〇〇町 ～ 〇〇区〇〇町

位置図を図一〇に示す。

ウ その他基本緒元（「道路の建設」の場合）

計画路線の概要を図一〇に示す。

(ア) 計画交通量

〇年 〇〇,〇〇〇台/日 (大型車混入率 〇〇.〇%)

(イ) 区間及び延長

区間：神戸市〇〇区〇〇町～神戸市〇〇区〇〇町

延長：〇〇km

(ロ) 道路区分

本線：自動車専用道路，ランプ：A規格

(ハ) 車線数

本線：往復〇車線（幅員〇〇m）

ランプ：〇車線/1方向

(ニ) 設計速度

本線：〇〇km/時

ランプ：〇〇km/時

(ホ) 道路構造

切土（〇〇km），盛土（〇〇km），トンネル（〇〇km）

(ヘ) 接続道路

〇〇自動車線

(ト) 換気施設

設置個所数：2ヶ所

〇〇換気塔（高さG L〇〇m），〇〇換気塔（高さG L〇〇m）

(チ) 工事計画

a 工事着手予定年月及び工事完了予定年月

工事着手予定：〇年〇月

工事完了予定：〇年〇月

b 工事工程

本事業の工事工程は，表一〇に示すとおりである。

c 工事内容

工事はトンネル工事，切土・盛土工事，換気塔工事に分類される。

工事の内容を表一〇に示す。

表一〇 工事の内容

工事種別	作業内容	主な建設機械
トンネル工事	掘削，土砂運搬	バックホウ，ダンプトラック
切土・盛土工事	掘削，土砂運搬，転圧，吹付け	ブルドーザー，ロードローラー，ダンプトラック，コンプレッサ
換気塔工事	土留設置，コンクリート打設	クレーン，トラックミキサー車，コンクリートポンプ車

d 作業時間帯

8:00～18:00

(コ) 供用計画

a 供用後の計画

本事業は，建設工事完了後の〇年〇月から供用を開始する予定である。

計画交通量は，表一〇に示すとおりである。

表一〇 計画交通量

年度	大型車	小型車	合計	大型車混入率
〇年度	〇〇〇台/日	〇〇〇台/日	〇〇〇台/日	〇〇%

エ その他

(5) 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連

環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連を表一〇に示す。

表一〇 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連

--

(6) 環境保全の目標

環境保全の目標を表一〇に示す。

表一〇 環境保全の目標

--

(7) 環境保全措置

ア 工事中の環境保全措置

工事にあたっては、沿線住民に対し工事内容の説明会を開催し、理解を求めるとともに、環境保全のため次の措置を講じることとする。

(ア) 大気質

○建設工事に伴う土砂等の飛散粉じんに対しては、飛散防止のための散水設備、工事用車両のシート覆い及び車両のタイヤに付着した泥土の除去等適切な措置を講じる。

○工事用車両については、運行経路等を十分検討し、車両の点検整備、走行速度の遵守等に配慮する。

(イ) 水 質

○トンネル工事に伴う排出水に対しては濁水処理施設（SS，pH）を、切土・盛土工事に伴う排出水に対しては沈砂池（SS）を設け、維持管理を十分に行うこととする。

(ウ) 騒 音

（以下、評価書に掲げた項目ごとに、同様に記載する。）

イ 供用後の環境保全措置

(ア) 大気質

○大気質常時測定局を設置し、常時監視を行う。

○換気塔には、SPM除去のための集じん装置（効率80%）を設置する。

○沿道に緩衝緑地帯（延〇km）を設ける。

(イ) 騒 音

○人家が近接する区間（延〇〇m）に高さ〇mの遮音壁を設置する。

○換気塔には、サウンドトラップ（消音器）を設置する。

○沿道に緩衝緑地帯（延〇km）を設ける。

(ウ) 振 動

（以下、評価書に掲げた項目ごとに、同様に記載する。）

### 3 工事中の事後調査計画の内容

工事中の事後調査計画の概要は表一〇に、調査を行わない環境要素とその理由は表一〇に示すとおりである。

表一〇 工事中の事後調査計画の概要

環境要素	環 境 調 査		施設調査
	調査項目	調査時期・頻度	
大気質	二酸化硫黄 二酸化窒素 風向・風速	工事期間中 連続	・建設作業機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
騒音	建設作業騒音	建設作業騒音が最大となる 時点を含む年間 12 回	・建設作業機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
	道路交通騒音	工事用車両の交通量が最大 となる時点を含む年間 2 回	・工事用車両の交通量 ・環境保全措置の実施状況
振動	建設作業振動	建設作業騒音が最大となる 時点を含む年間 12 回	・建設作業機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
	道路交通振動	工事用車両の交通量が最大 となる時点を含む年間 2 回	・工事用車両の交通量 ・環境保全措置の実施状況
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

表一〇 工事中の事後調査を行わない環境要素とその理由

環境要素	理 由
地形・地質	文化財保護法に基づく「地形・地質に係る名勝，天然記念物」等の特殊な地形・地質は存在しないため。
・ ・ ・	・ ・ ・

#### (1) 大気質

##### ア 環境調査

##### (7) 調査項目

二酸化硫黄，二酸化窒素，風向・風速

(イ) 調査方法

調査時期	工事期間中（○年○月～○年○月）連続測定
調査場所	図一〇に示す○地点
調査方法	二酸化硫黄：溶液導電率法 二酸化窒素：ザルツマン試薬による吸光光度法 風向・風速：超音波式風向風速計による測定

イ 施設調査

(7) 調査項目

建設作業機械の稼働状況，環境保全措置の実施状況

(イ) 調査方法

調査時期	工事期間中（○年○月～○年○月）
調査場所	工事実施区域
調査方法	建設作業機械の稼働状況：工事実施状況に関する資料により稼働状況を確認する。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

ウ 事後調査結果の検討方法

(2) 騒音

ア 環境調査

(7) 調査項目

建設作業騒音，道路交通騒音

(イ) 調査方法

調査項目	建設作業騒音	道路交通騒音
調査時期	工事期間中（○年○月～○年○月）の建設作業騒音が最大となる時点を含む年間12回（月1回）	工事期間中（○年○月～○年○月）の道路交通騒音が最大となる時点を含む年間2回
調査場所	図一〇に示す○地点	図一〇に示す○地点
調査方法	JIS Z 8731 に準拠	JIS Z 8731 に準拠

イ 施設調査

(7) 調査項目

建設作業機械の稼働状況，工事用車両の交通量，環境保全措置の実施状況

(イ) 調査方法

調査時期	工事期間中（○年○月～○年○月）
調査場所	工事実施区域
調査方法	建設作業機械の稼働状況：工事実施状況に関する資料により稼働状況を確認する。 工事用車両の交通量：工事用車両交通量の現地調査を行う。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

ウ 事後調査結果の検討方法

(3) 振 動

ア 環境調査

(7) 調査項目

建設作業振動，道路交通振動

(イ) 調査方法

調査項目	建設作業振動	道路交通振動
調査時期	工事期間中（○年○月～○年○月）の建設作業振動が最大となる時点を含む年間12回（月1回）	工事期間中（○年○月～○年○月）の道路交通振動が最大となる時点を含む年間2回
調査場所	図-○に示す○地点	図-○に示す○地点
調査方法	JIS Z 8735 に準拠	JIS Z 8735 に準拠

イ 施設調査

(7) 調査項目

建設作業機械の稼働状況，工事用車両の交通量，環境保全措置の実施状況

(イ) 調査方法

調査時期	工事期間中（○年○月～○年○月）
調査場所	工事実施区域
調査方法	建設作業機械の稼働状況：工事実施状況に関する資料により稼働状況を確認する。 工事用車両の交通量：工事用車両交通量の現地調査を行う。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

ウ 事後調査結果の検討方法

（以下，事後調査を行う環境要素ごとに，同様に記載する。）

#### 4 存在・供用後の事後調査計画の内容

存在・供用後の事後調査計画の概要を表一〇に、調査を行わない環境要素とその理由を表一〇に示す。

なお、供用後の事後調査実施時期は原則として、供用後の予測対象時期である〇年度とし、事後調査の結果、講じた環境保全措置の実施状況、苦情の発生状況等と併せて環境への影響の程度を総合的に判断し、全ての環境調査の調査項目が環境保全の目標を満足しており、かつ事業活動が安定し、事業の実施に伴う環境への負荷が定常状態となっていると判断された場合に供用後の事後調査を完了する。

(以下、「工事中の事後調査計画の内容」と同様に記載)

#### 5 事後調査実施体制

(事後調査の担当部署、責任者、連絡先(電話番号等)、委託等により事後調査を実施することが決定している場合は受託者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載する。)

(工事中、供用後の事後調査の実施者が異なる場合は、それぞれの事業者について記載し、同時に責任範囲、引継ぎ方法も記載する。)

#### 6 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は、工事中と供用後で区分し、調査実施年度ごとに作成することとし、工事中・供用後とも、年度内の最後の調査完了後概ね3ヶ月以内に提出する。

#### 7 その他

##### (1) 事業実施により環境に著しい影響が認められた場合の対応方針

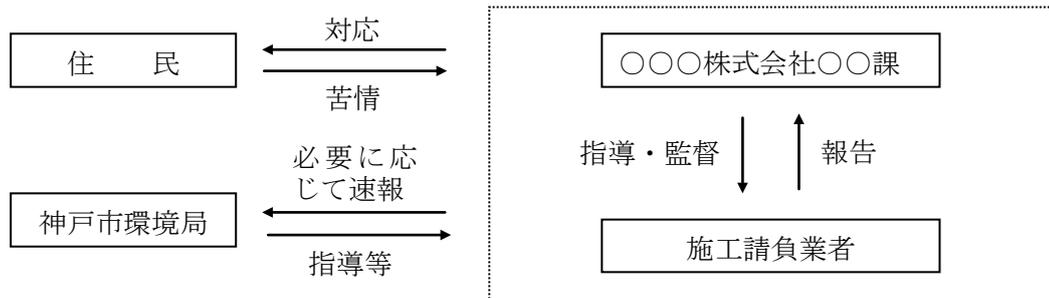
事後調査の結果、事業の実施に伴う環境への著しい影響が認められた場合は、速やかに以下の措置を講ずるとともに、事業の実施内容の見直しを含め、適切に対処することとする。

- ・〇〇〇〇……
- ・〇〇〇〇〇〇〇……

(2) 周辺住民からの苦情又は要望に対する処理体制及び措置方針

本事業への周辺住民からの苦情又は要望については、以下の処理体制を確立することにより、迅速かつ適切に処理するものとする。

苦情は、事後調査報告書に記載するとともに、必要なものは市（環境局）に速報するものとする。



(3) その他

環境保全の観点から不測の事態が生じた場合は、市（環境局）と協議の上、適切な環境保全措置を検討・実施する。

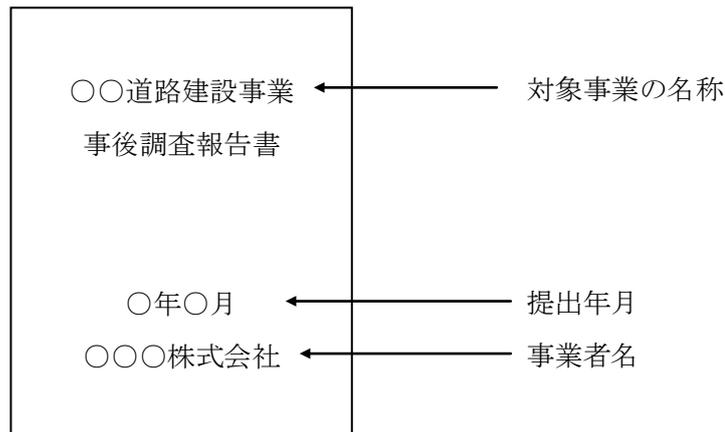
また、事後調査の実施に当たり、「事後調査計画書」の内容に大幅な変更が生じる場合は、神戸市環境局と事前に協議する。



## 事後調査報告書の記載例（事業者が法人の場合）

### [計画書の体裁]

- A4 判，縦長使用，横書き，左とじとする。なお，図表等を使用する場合で A3 判は折り込みとじとする。
- 目次を掲げるとともに，通しページになっていること。
- 表紙



## 1 事業者の名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

### (1) 名称等

○○○株式会社

(代表者) 代表取締役 ○○ ○○

### (2) 主たる事務所の所在地

神戸市○○区○○町○丁目○番○号

## 2 対象事業の名称，規模及び目的その他対象事業の内容

(1) 名 称 ○○○○事業

(2) 規 模 延長○○km，面積○○ha など

(3) 目 的 (簡潔に記載する。)

(4) 内 容

### ア 種 類

(例) 「道路の建設」，「宅地の造成」，「レクリエーション施設の建設」など

「神戸市環境影響評価等に関する条例」第 2 条第 2 号の該当種類を記載する。

「環境影響評価法」対象事業の場合は，方第 2 条第 2 項第 1 号の該当種類を記載する。

イ 位置

神戸市〇〇区〇〇町 ～ 〇〇区〇〇町

位置図を図一〇に示す。

ウ その他基本緒元（「道路の建設」の場合）

(ア) 計画交通量

〇年 〇〇,〇〇〇台/日（大型車混入率 〇〇.〇%）

(イ) 区間及び延長

区間：神戸市〇〇区〇〇町～神戸市〇〇区〇〇町

延長：〇〇km

(ロ) 道路区分

本線：自動車専用道路，ランプ：A規格

(ハ) 車線数

本線：往復〇車線（幅員〇〇m）

ランプ：〇車線/1方向

(ニ) 設計速度

本線：〇〇km/時

ランプ：〇〇km/時

(ホ) 道路構造

切土（〇〇km），盛土（〇〇km），トンネル（〇〇km）

(ヘ) 接続道路

〇〇自動車線

(ト) 換気施設

設置個所数：2ヶ所

〇〇換気塔（高さG L〇〇m），〇〇換気塔（高さG L〇〇m）

(チ) 工事計画

a 工事着手予定年月及び工事完了予定年月

工事着手予定：〇年〇月

工事完了予定：〇年〇月

b 工事工程

本事業の工事工程は，表一〇に示すとおりである。

c 工事内容

工事はトンネル工事，切土・盛土工事，換気塔工事に分類される。  
工事の内容を表一〇に示す。

表一〇 工事の内容

工事種別	作業内容	主な建設機械
トンネル工事	掘削，土砂運搬	バックホウ，ダンプトラック
切土・盛土工事	掘削，土砂運搬，転圧，吹付け	ブルドーザー，ロードローラー，ダンプトラック，コンプレッサ
換気塔工事	土留設置，コンクリート打設	クレーン，トラックミキサー車，コンクリートポンプ車

d 作業時間帯

8:00～18:00

(コ) 供用計画

a 供用後の計画

本事業は，建設工事完了後の〇年〇月から供用を開始する予定である。  
計画交通量は，表一〇に示すとおりである。

表一〇 計画交通量

年度	大型車	小型車	合計	大型車混入率
〇年度	〇〇〇台/日	〇〇〇台/日	〇〇〇台/日	〇〇%

エ その他

(5) 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連

環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連を表一〇に示す。

表一〇 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連

--

(6) 環境保全の目標

環境保全の目標を表一〇に示す。

表一〇 環境保全の目標

--

(7) 環境保全措置

ア 工事中の環境保全措置

工事にあたっては、沿線住民に対し工事内容の説明会を開催し、理解を求めるとともに、環境保全のため次の措置を講じることとする。

(ア) 大気質

- 建設工事に伴う土砂等の飛散粉じんに対しては、飛散防止のための散水設備、工事用車両のシート覆い及び車両のタイヤに付着した泥土の除去等適切な措置を講じる。
- 工事用車両については、運行経路等を十分検討し、車両の点検整備、走行速度の遵守等に配慮する。

(イ) 水 質

- トンネル工事に伴う排出水に対しては濁水処理施設（SS，pH）を、切土・盛土工事に伴う排出水に対しては沈砂池（SS）を設け、維持管理を十分に行うこととする。

(ウ) 騒 音

（以下、評価書に掲げた項目ごとに、同様に記載する。）

イ 供用後の環境保全措置

(ア) 大気質

- 大気質常時測定局を2局設置し、常時監視を行う。
- 換気塔には、SPM除去のための集じん装置（効率80%）を設置する。
- 沿道に緩衝緑地帯（延〇km）を設ける。

(イ) 騒 音

- 人家が近接する区間（延〇〇m）に高さ〇mの遮音壁を設置する。
- 換気塔には、サウンドトラップ（消音器）を設置する。
- 沿道に緩衝緑地帯（延〇km）を設ける。

(ウ) 振 動

（以下、評価書に掲げた項目ごとに、同様に記載する。）

### 3 事後調査の実施内容

工事中の事後調査計画の概要を表一〇に示す。大気質、〇〇については、〇〇〇のため〇年度は調査を行っていない。

表一〇 工事中の事後調査計画の概要

環境要素	環境調査		施設調査
	調査項目	調査時期・頻度	
大気質	二酸化硫黄 二酸化窒素 風向・風速	工事期間中 連続	・建設作業機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
騒音	建設作業騒音	建設作業騒音が最大となる 時点を含む年間 12 回	・建設作業機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
	道路交通騒音	工事用車両の交通量が最大 となる時点を含む年間 2 回	・工事用車両の交通量 ・環境保全措置の実施状況
振動	建設作業振動	建設作業騒音が最大となる 時点を含む年間 12 回	・建設作業機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
	道路交通振動	工事用車両の交通量が最大 となる時点を含む年間 2 回	・工事用車両の交通量 ・環境保全措置の実施状況
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

### 4 工事の進捗状況

- (1) 工事着手年月日
- (2) 進捗状況
- (3) 〇年度の工事内容

### 5 事後調査結果

- (1) 大気質

#### ア 環境調査

- (ア) 調査項目

二酸化硫黄，二酸化窒素，風向・風速

- (イ) 調査方法

調査時期	工事期間中（〇年〇月～〇年〇月）連続測定
調査場所	図一〇に示す〇地点
調査方法	二酸化硫黄：溶液導電率法 二酸化窒素：ザルツマン試薬による吸光度法 風向・風速：超音波式風向風速計による測定

(ウ) 調査結果

a 二酸化硫黄

二酸化硫黄の調査結果を表一〇に示す。

〇年度における二酸化硫黄の年平均値は〇〇〇〇ppm、日平均値の2%除外値は〇〇〇ppmであり、環境基準に・・・。

また、予測結果及び環境保全の目標への適合状況については、・・・。

表一〇 二酸化硫黄の調査結果（〇年度）

有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	(備考)環境基準	
			(日)	(%)	(時間)	(%)					(ppm)
予測結果							適合状況	予測結果			
環境保全の目標								環境保全の目標			

b 二酸化窒素

二酸化窒素の調査結果を表一〇に示す。

〇年度における二酸化窒素の年平均値は〇〇〇〇ppm、日平均値の年間98%値は〇〇〇ppmであり、環境基準に・・・。

また、予測結果及び環境保全の目標への適合状況については、・・・。

表一〇 二酸化窒素の調査結果（〇年度）

有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	環境基準	
			(日)	(%)	(日)	(%)				(ppm)
予測結果							適合状況	予測結果		
環境保全の目標								環境保全の目標		

c 風向・風速

風向・風速の調査結果は表一〇に、風配図は図一〇に示すとおりである。  
大気質の予測の前提条件と比較したところ・・・。

表一〇 風向別出現頻度（〇年度）

方位 項目	NE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Caln
度数																	
頻度 (%)																	
平均風速 (m/s)																	

図一〇 風配図（〇年度）

イ 施設調査

(ア) 調査項目

建設作業機械の稼働状況、環境保全措置の実施状況

(イ) 調査方法

調査時期	工事期間中（〇年〇月～〇年〇月）
調査場所	工事実施区域
調査方法	建設作業機械の稼働状況：工事実施状況に関する資料により稼働状況を確認する。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

(ウ) 調査結果

a 建設作業機械の稼働状況

工種別の建設機械稼働状況は、表一〇に示すとおりである。また、工種別の工事実施位置は、図一〇に示すとおりである。（工事の実施状況については、「2. 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容」参照）

予測の前提条件と比較したところ・・・。

表一〇 工種別の建設機械稼働状況

工 種	建設作業機械（規格）	出力(PS)	稼働台数(台)	1日の平均稼働時間（時間）

b 環境保全措置の実施状況

講じた環境保全措置は、表一〇に示すとおりである。

表一〇 大気質に係る環境保全措置の実施状況

工 種	環境保全措置

ウ 苦情の有無

（有の場合は、その内容と処理経過を記載。）

エ 調査結果の検討

環境調査の結果は・・・。

施設調査の結果は・・・。

苦情については・・・。

このことから、基準の維持達成に支障を及ぼしておらず、適切に環境保全措置が講じられていることから事業者として可能な限り環境影響の回避低減が図られていると考えられる。

(2) 騒 音

ア 環境調査

(7) 調査項目

建設作業騒音，道路交通騒音

(1) 調査方法

調査項目	建設作業騒音	道路交通騒音
調査時期	工事期間中（〇年〇月～〇年〇月）の建設作業騒音が最大となる時点を含む年間12回（月1回）	工事期間中（〇年〇月～〇年〇月）の道路交通騒音が最大となる時点を含む年間2回
調査場所	図一〇に示す〇地点	図一〇に示す〇地点
調査方法	JIS Z 8731 に準拠	JIS Z 8731 に準拠

(ウ) 調査結果

a 建設作業騒音

建設作業騒音の調査結果を表一〇に示す。

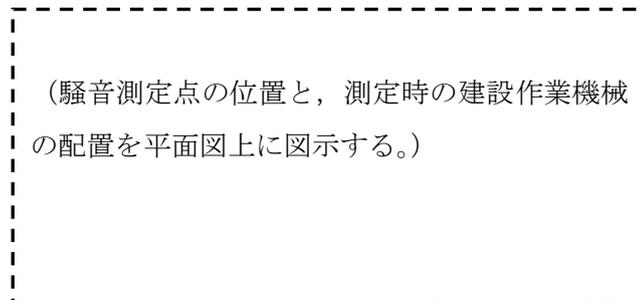
各調査地点における騒音レベル（ $L_5$ ）は〇〇～〇〇デシベルの範囲にあり，規制基準値を・・・。

また，予測結果及び環境保全の目標への適合状況については，・・・。

なお，各調査時における建設作業機械の稼働位置は，図一〇に示すとおりである。

表一〇 建設作業騒音の調査結果

区分	調査地点	調査日時	騒音レベル( $L_5$ )測定結果 (デシベル)		予測結果 (デシベル)	適合状況		(備考) 規制基準
			敷地境界	周辺民家		予測結果	環境保全の目標	
1 回 目								
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
環境保全の目標								



図一〇 騒音測定点及び建設作業機械の位置（〇回目）

b 道路交通騒音

道路交通騒音の調査結果を表一〇に示す。

各調査地点における騒音レベル（ $L_{eq}$ ）は〇〇～〇〇デシベルの範囲にあり、環境基準値を・・・。

また、予測結果及び環境保全の目標への適合状況については、・・・。

表一〇 道路交通騒音の調査結果

区分	調査地点	調査日時	騒音レベル ( $L_{eq}$ )測定結果 (デシベル)	予測結果 (デシベル)	適合状況		(備考)	
					予測結果	環境保全の目標	環境基準	要請限度
1								
回目								
・	・	・	・	・	・	・		
・	・	・	・	・	・	・		
・	・	・	・	・	・	・		
環境保全の目標								

イ 施設調査

(ア) 調査項目

建設作業機械の稼働状況、工事用車両の交通量、環境保全措置の実施状況

(イ) 調査方法

調査時期	工事期間中（〇年〇月～〇年〇月）
調査場所	工事実施区域
調査方法	建設作業機械の稼働状況：工事実施状況に関する資料により稼働状況を確認する。 工事用車両の交通量：工事用車両交通量の現地調査を行う（道路交通騒音調査と同時に実施）。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

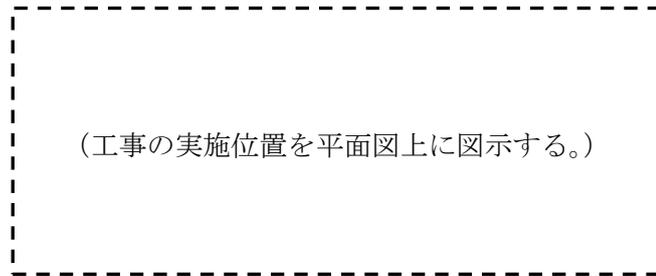
(ウ) 調査結果

a 建設作業機械の稼働状況

工種別の建設機械稼働状況は、表一〇に示すとおりである。また、工種別の工事実施位置は、図一〇に示すとおりである。（工事の実施状況については、「2. 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容」参照）

表一〇 工種別の建設機械稼働状況

工 種	建設作業機械（規格）	出力(PS)	稼働台数(台)	1日の平均稼働時間（時間）



図一〇 工事の実施位置 (〇〇工)

b 工事用車両の交通量

工事用車両の交通量は、表一〇に示すとおりであり、いずれも予測の前提条件の範囲内であった。

表一〇 工事用車両の交通量

区分	調査地点	調査日・時間	工事用車両交通量(台/日)
1			
回			
目			
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

c 環境保全措置の実施状況

講じた環境保全措置は、表一〇に示すとおりである。

表一〇 騒音に係る環境保全措置の実施状況

工 種	環境保全措置

ウ 苦情の有無

(有の場合は、その内容と処理経過を記載。)

エ 調査結果の検討

環境調査の結果は・・・。

施設調査の結果は・・・。

苦情については・・・。

このことから、基準の維持達成に支障を及ぼしておらず、適切に環境保全措置が講じられていることから事業者として可能な限り環境影響の回避低減が図られていると考えられる。

(3) 振 動

ア 環境調査

(ア) 調査項目

建設作業振動，道路交通振動

(イ) 調査方法

調査項目	建設作業振動	道路交通振動
調査時期	工事期間中（○年○月～○年○月）の建設作業振動が最大となる時点を含む年間12回（月1回）	工事期間中（○年○月～○年○月）の道路交通振動が最大となる時点を含む年間2回
調査場所	図-○に示す○地点	図-○に示す○地点
調査方法	JIS Z 8735 に準拠	JIS Z 8735 に準拠

(ウ) 調査結果

a 建設作業振動

建設作業振動の調査結果を表-○に示す。

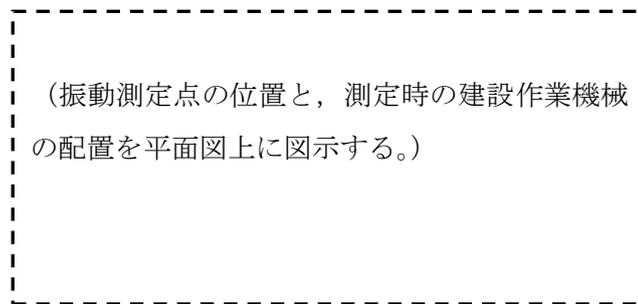
各調査地点における振動レベル（ $L_{10}$ ）は○○～○○デシベルの範囲にあり、規制基準値を・・・。

また、予測結果及び環境保全の目標への適合状況については、・・・。

なお、各調査時における建設作業機械の稼働位置は、図-○に示すとおりである。

表一〇 建設作業振動の調査結果

区分	調査地点	調査日時	振動レベル(L <sub>10</sub> )測定結果 (デシベル)		予測結果 (デシベル)	適合状況		(備考) 規制基準
			敷地境界	周辺民家		予測結果	環境保全の目標	
1 回 目								
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
環境保全の目標								



図一〇 振動測定点及び建設作業機械の位置 (〇回目)

b 道路交通振動

道路交通振動の調査結果を表一〇に示す。

各調査地点における振動レベル (L<sub>10</sub>) は〇〇～〇〇デシベルの範囲にあり、要請限度値を・・・。

また、予測結果及び環境保全の目標への適合状況については、・・・。

表一〇 道路交通振動の調査結果

区分	調査地点	調査日時	振動レベル(L <sub>10</sub> )測定結果 (デシベル)	予測結果 (デシベル)	適合状況		(備考) 要請限度
					予測結果	環境保全の目標	
1 回 目							
・	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	
環境保全の目標							

イ 施設調査

(ア) 調査項目

建設作業機械の稼働状況，工事用車両の交通量，環境保全措置の実施状況

(イ) 調査方法

調査時期	工事期間中（○年○月～○年○月）
調査場所	工事実施区域
調査方法	建設作業機械の稼働状況：工事実施状況に関する資料により稼働状況を確認する。 工事用車両の交通量：工事用車両交通量の現地調査を行う（道路交通振動調査と同時に実施）。 環境保全措置の実施状況：現地調査により実施状況を確認する。

(ウ) 調査結果

a 建設作業機械の稼働状況

工種別の建設機械稼働状況は，表一〇に示すとおりである。また，工種別の工事実施位置は，図一〇に示すとおりである。（工事の実施状況については，「2. 対象事業の名称，規模及び目的その他対象事業の内容」参照）

表一〇 工種別の建設機械稼働状況

工 種	建設作業機械（規格）	出力(PS)	稼働台数(台)	1日の平均稼働時間（時間）

b 工事用車両の交通量

工事用車両の交通量は，表一〇に示すとおりである。

表一〇 工事用車両の交通量

区分	調査地点	調査日・時間	工事用車両交通量（台/日）
1			
回			
目			
⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮

c 環境保全措置の実施状況

講じた環境保全措置は、表一〇に示すとおりである。

表一〇 振動に係る環境保全措置の実施状況

工 種	環境保全措置

ウ 苦情の有無

(有の場合は、その内容と処理経過を記載。)

エ 調査結果の検討

環境調査の結果は・・・。

施設調査の結果は・・・。

苦情については・・・。

このことから、基準の維持達成に支障を及ぼしておらず、適切に環境保全措置が講じられていることから事業者として可能な限り環境影響の回避低減が図られていると考えられる。

(以下、事後調査を行った環境要素ごとに、同様に記載する。)

## 6 事後調査実施体制

(1) 事業者

担当部署：〇〇〇株式会社〇〇課

連絡先：神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号 TEL：(078)〇〇〇-〇〇〇〇

(2) 調査実施機関

区 分	調 査 委 託 先		
	名 称	所 在 地	電 話
大気質	〇〇〇〇(株)	神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号	(078)〇〇〇-〇〇〇〇
騒音, 振動	(株)〇〇〇〇	神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号	(078)〇〇〇-〇〇〇〇
⋮	⋮	⋮	⋮

## 7 その他

(1) 苦情等の処理状況

(苦情の発生及びその措置状況について記載する。)

(2) 使用文献

(事後調査報告書の作成にあたって使用した文献・資料の名称，発行者及び発行年月を記載する。)

## 事後調査計画の検討にあたっての留意事項

事後調査計画を検討する際に留意すべき事項を資料表 3-1 に示す。

資料表 3-1 事後調査計画の検討にあたっての留意事項（共通事項）

区分	内容
環境調査方法	○原則として現地調査により行うこととし、調査方法は事業実施前の環境現況調査における方法と同じとする。
調査時期	○対象事業及び関連行為の実施状況を踏まえ、環境影響が最大になる時点において適切に調査を実施する必要がある。なお、発電所などのように供用直後から全面稼働するような施設については、予測・評価時期（影響最大時）より前の供用直後における事後調査の実施についても検討することが重要である。 ○環境影響評価の現況調査から工事着手までに長期間を要する場合は、工事着手直前の状況を再度把握するなど、適切に対応する必要がある。 ○環境負荷や環境影響が最大になる時点においては、必要に応じ、調査頻度を高くすることが望ましい。
加計調査 工事中	○工事中の予測の妥当性を検証するとともに、環境保全措置の実施状況を確認するため、原則として、①工事工程、②建設作業機械等の稼働状況（工種別・種類別稼働台数、稼働位置等）、③事業実施区域周辺における環境影響の要因となる施設・行為等の状況、④環境保全措置の実施状況等について調査を行う。
供用時	○供用時の環境予測の妥当性を検証するとともに、環境保全措置の実施状況を確認するため、原則として、①環境影響の要因となる施設等の位置、諸元、稼働状況、②事業実施区域周辺における環境影響の要因となる施設・行為等の状況、③環境保全措置の実施状況等について調査を行う。

資料表 3-2 事後調査計画の検討にあたっての留意事項（環境要素別事項）

環境要素	区分	内容
大気 質	環境調査	○大気汚染物質の濃度の状況についての調査を行うほか、必要に応じ、大気汚染物質の移流拡散状況に関連する事項（風向・風速、地形の状況等）についても調査を行う。
	調査方法	○「神戸市大気汚染調査報告（各年度）」（神戸市環境局）等の既存資料によって十分な情報が得られる場合は、これを利用することができる。
	調査時期	○大気質の状況は曜日、季節によって変動することが想定されることから、対象事業及び関連行為の実施状況・内容、年間の気象状況、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な調査時期・期間を設定する。 ○粉じんについては、周辺住民が窓を開けて生活を営む季節において、より影響が顕著になることが考えられるので、この点も考慮のうえ事後調査実施時期を設定する。

	放 計 調 査	工 事 中	○工事用車両の交通量・走行速度・走行ルートについても調査を行う。
大気質		使 用 時	○ばい煙発生施設等から排出されるばい煙中の大気汚染物質濃度の状況，施設を利用する車両の交通量，走行速度，走行ルート，施設を利用するその他の大気汚染物質発生源（船舶，航空機等）の状況についても調査を行う。
騒音	現 場 調 査	調 査 項 目	○騒音の状況についての調査を行うほか，必要に応じ，騒音の伝搬に関連する事項（地形，道路断面の状況等）についても調査を行う。
		調 査 方 法	○自動車騒音に関して，平日と休日で事業関連交通量に大きな差があると考えられる場合には，平日と休日の各々について調査を実施する必要がある。 ○「交通騒音・振動調査報告書（各年度）」（神戸市環境局）等の既存資料によって十分な情報が得られる場合は，これを利用することができる。
	調 査 時 期	○騒音の状況は曜日，季節によって変動することが想定されることから，対象事業及び関連行為の実施状況・内容，周辺の土地利用状況等を勘案し，適切な調査時期を設定する。 ○騒音については，周辺住民が窓を開けて生活を営む季節において，より影響が顕著になることが考えられるので，この点も考慮のうえ事後調査実施時期を設定する。	
	放 計 調 査	工 事 中	○工事用車両の交通量・走行速度・走行ルートについても調査を行う。
振動	現 場 調 査	使 用 時	○施設を利用する車両の交通量・走行速度・走行ルート，施設を利用するその他の騒音発生源（船舶，航空機等）の状況についても調査を行う。
		調 査 項 目	○振動の状況についての調査を行うほか，必要に応じ，振動の伝搬に関連する事項（地盤，道路断面の状況等）についても調査を行う。
	調 査 方 法	○「交通騒音・振動調査報告書（各年度）」（神戸市環境局）等の既存資料によって十分な情報が得られる場合は，これを利用することができる。	
	調 査 時 期	○振動の状況は曜日，季節によって変動することが想定されることから，対象事業及び関連行為の実施状況・内容，周辺の土地利用状況等を勘案し，適切な調査時期を設定する。	
	放 計 調 査	工 事 中	○工事用車両の交通量・走行速度・走行ルートについても調査を行う。

	供用時	○施設を利用する車両の交通量・走行速度・走行ルートについても調査を行う。
--	-----	--------------------------------------

悪臭	環境調査	調査項目 ○悪臭の状況についての調査を行うほか、必要に応じ、悪臭物質の移流拡散状況に関連する事項（風向・風速、地形の状況等）についても調査を行う。
	調査時期	○悪臭の状況は季節によって変動することが想定されることから、対象事業及び関連行為の実施状況・内容、年間の気象状況、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な調査時期を設定する。 ○悪臭については、周辺住民が窓を開けて生活を営む季節において、より影響が顕著になることが考えられるので、この点も考慮のうえ事後調査実施時期を設定する。
	放設調査	工事 ○臭気の発生を伴う作業（廃棄物埋立作業等）の実施状況（施工数量、実施位置等）についても調査を行う。
水質	環境調査	調査項目 ○水質濃度の状況についての調査を行うほか、必要に応じ、水質の移流拡散に関連する事項（地形、流れ、降雨の状況等）についても調査を行う。 ○調査項目は、水質への影響要因をできるかぎり特定できるように、適切に選定する必要がある。
	調査方法	○「環境水質（各年度）」（神戸市環境局）等の既存資料によって十分な情報が得られる場合は、これを利用することができる。 ○調査方法は、水質への影響要因をできるかぎり特定できるように、適切に選定する必要がある。
	調査時期	○水質の状況は季節によって変動することが想定されることから、対象事業及び関連行為の実施状況・内容、海域、河川又は湖沼の環境特性等を勘案し、適切な調査時期を設定する。
	放設調査	工事 ○濁り等を伴う作業の実施状況（施工数量、実施位置等）についても調査を行う。
	供用時	○供用時の排水の水質濃度の状況についても調査を行う。
底質	環境調査	調査項目 ○底質の状況についての調査を行うほか、必要に応じ、底質の状況に関連する事項（地形、流れ、水質の状況等）についても調査を行う。

		調査方法	○「環境水質（各年度）」（神戸市環境局）等の既存資料によって十分な情報が得られる場合は、これを利用することができる。
		調査時期	○底質の状況は季節によって変動することが想定されることから、対象事業及び関連行為の実施状況・内容、海域、河川又は湖沼の環境特性等を勘案し、適切な調査時期を設定する。

底質	放計調査	工事	○濁り等を伴う作業の実施状況（施工数量、実施位置等）についても調査を行う。
		供用時	○供用時の排水の水質濃度の状況についても調査を行う。
地下水質	環境調査	調査項目	○地下水の水質濃度の状況についての調査を行うほか、必要に応じ、地下水質の状況に関連する事項（地形、地質、土壌、地下水象の状況等）についても調査を行う。
		調査方法	○「環境水質（各年度）」（神戸市環境局）等の既存資料によって十分な情報が得られる場合は、これを利用することができる。
		調査時期	○対象事業及び関連行為の実施状況を踏まえ、環境影響が大きくなる時点において適切に調査を実施する必要がある。
	放計調査	工事	○地下水汚染を伴う作業の実施状況（施工数量、実施位置等）についても調査を行う。
		供用時	○地下浸透施設を設置する場合は、施設の管理状況についても調査を行う。
土壌	環境調査	調査項目	○土壌中の有害物質等の濃度の状況についての調査を行う。
	放計調査	工事	○土壌汚染を引き起こすおそれのある作業の実施状況（施工数量、実施位置等）についても調査を行う。
		供用時	○地下浸透施設を設置する場合は、施設の管理状況についても調査を行う。

地形・地質	環境調査	調査項目	○地形・地質の状況についての調査を行うほか、必要に応じ、地形・地質の状況に関連する事項（流れの状況、地下水位、土地の安定性等）についても調査を行う。
		調査時期	○造成工事や地下工事の進捗状況に併せて、適切な調査時期を設定する。
	施設調査	工事中	○地形・地質の改変を伴う作業等の実施状況（施工数量、実施位置等）についても調査を行う。
地盤	環境調査	調査項目	○地盤の変位の状況についての調査を行うほか、必要に応じ、地盤の変位に関連する事項（地質の状況、地下水位等）についても調査を行う。
	施設調査		○工事中・供用時の地下水の揚水の実施状況、その他地盤沈下をもたらすおそれのある作業の実施状況（施工数量、実施位置等）についても調査を行う。
日照	環境調査	調査項目	○日影の状況についての調査を行うほか、必要に応じ、日照に関連する事項（地形の状況、既存建築物等の位置・形状等）についても調査を行う。
		調査時期	○環境影響評価における環境調査と同一の時期（一般に冬至日）に行うこととする。
	施設調査		○予測の妥当性を検証するとともに、環境保全措置の実施状況を確認するため、以下の事項等について、調査を行う。 ①日影の原因となる工作物等の設置状況（位置、形状、高さ等） ②周辺の既存建築物等の状況 ③環境保全措置の実施状況
風害	環境調査	調査項目	○風の状況についての調査を行うほか、必要に応じ、風の状況に関連する事項（地形の状況、既存建築物等の位置・形状等）についても調査を行う。
		調査方法	○風の状況については、気象官署及び地域気象観測所（通称アメダス）等で風向・風速の観測が行われており、この観測結果に関する既存資料によって十分な情報が得られる場合は、これを利用することができる。
		調査時期	○風の状況は季節によって変化することから、年間の気象状況等を勘案し、適切な調査時期・期間を設定する必要がある。

	施設調査	<p>○予測の妥当性を検証するとともに、環境保全措置の実施状況を確認するため、以下の事項等について、調査を行う。</p> <p>①風害の原因となる工作物等の設置状況（位置、形状、高さ等）</p> <p>②周辺の既存建築物等の状況</p> <p>③環境保全措置の実施状況</p>
植物	環境調査	<p>○植物相及び植生の状況等についての調査を行うほか、必要に応じ、植物の生育環境に関連する事項についても調査を行う。</p>
		<p>○工事による影響が最大となる時期、及び改変された環境がある程度回復したと考えられる時期において、植物の生育状況の季節的な変動を把握できるよう、適切に設定する。</p> <p>○植物への影響を把握するためには、世代の継承が確実に行われていることを確認するための調査を行うことが望ましい。</p>
植物	施設調査	<p>○植物の生育等に影響を及ぼすと考えられる工事の実施状況についても調査を行う。</p>
		<p>○植物の生育等に影響を及ぼすと考えられる行為等の実施状況についても調査を行う。</p>
動物	環境調査	<p>○動物相の状況等についての調査を行うほか、必要に応じ、動物の生息環境に関連する事項についても調査を行う。</p>
		<p>○動物の生息状況の季節的な変動を把握できるよう、適切に設定する。また、動物の生息基盤である植生の復元（回復）や動物への影響が発現するには長期間を要する場合があるので、これらを勘案して調査時期・期間を設定する。</p> <p>○動物への影響を把握するためには、世代の継承が確実に行われていることを確認するための調査を行うことが望ましい。</p>
	施設調査	<p>○動物の生息等に影響を及ぼすと考えられる工事の実施状況についても調査を行う。</p>
		<p>○動物の生息等に影響を及ぼすと考えられる行為等の実施状況についても調査を行う。</p>
生態系	環境調査	<p>○生態系を代表する生物種（注目種）の状況等についての調査を行うほか、必要に応じ、動植物の生息・生育環境に関連する事項（大気質、気象、地形、植生、流れ、水質、底質の状況等）についても調査を行う。</p>
		<p>○動物・植物の調査時期を勘案して設定する。</p> <p>○生態系への影響を把握するためには、改変された生態系が安定状態にあることの見極めができる時期まで調査することが望ましい。</p>

	施設調査	工事中	○生態系に影響を及ぼすと考えられる工事の実施状況についても調査を行う。
		供用時	○生態系に影響を及ぼすと考えられる行為等の実施状況についても調査を行う。
人と自然との触れ合い活動の場	環境調査	調査項目	○人と自然との触れ合い活動の場の改変の程度及び利用状況等についての調査を行う。
		調査時期	○人と自然との触れ合い活動の場の利用特性，利用状況の季節的な変動を踏まえ，適切に設定する必要がある。

人と自然との触れ合い活動の場	施設調査	工事中	○人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと考えられる作業等の実施状況（施工数量，実施位置等）についても調査を行う。
		供用時	○人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと考えられる行為等の実施状況についても調査を行う。
景観	環境調査	調査項目	○眺望景観及び眺望景観以外の景観（事業実施区域周辺の身近な景観）の状況等についての調査を行う。
		調査時期	○眺望点の利用状況及び景観の季節的な変化を踏まえ，適切に設定する必要がある。
	施設調査		○予測の妥当性を検証するとともに，環境保全措置の実施状況を確認するため，以下の事項等について調査を行う。 ①工作物等の設置状況（位置，形状，高さ等） ②地形の改変の状況 ③環境保全措置の実施状況
文化環境	施設調査		○工事中・供用時における予測の妥当性を検証するとともに，環境保全措置の実施状況を確認するため，以下の事項等について調査を行う。 ①文化財等に影響を及ぼすと考えられる工事・行為等の実施状況 ②環境保全措置の実施状況

廃棄物等	施設調査	<p>○工事中・供用時の廃棄物等に係る予測の妥当性を検証するとともに、環境保全措置の実施状況を確認するため、以下の事項等について、調査を行う。</p> <p>①工事・供用に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量</p> <p>②環境保全措置の実施状況</p>
地球温暖化	施設調査	<p>○工事用車両の交通量，走行速度，走行ルートについても調査を行う。</p>
	施設調査	<p>○施設におけるエネルギー使用量，施設を利用する車両の交通量，走行ルート，施設を利用するその他の温室効果ガス発生源（船舶，航空機等）の状況についても調査を行う。</p>
オゾン層破壊	施設調査	<p>○予測の妥当性を検証するとともに、環境保全措置の実施状況を確認するため、以下の事項等について、調査を行う。</p> <p>①オゾン層破壊物質を排出するおそれのある施設の諸元，稼働状況</p> <p>②環境保全措置の実施状況</p>



## 事後調査結果の検討内容例

資料表 4-1 事後調査結果の検討内容例（共通事項）

区分	検討内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実際に講じた環境保全措置の内容と予測において考慮した環境保全措置の内容の比較</li> <li>○環境調査結果と予測結果との比較</li> <li>○事後調査結果と環境保全の目標との比較</li> </ul>

資料表 4-2 事後調査結果の検討内容例（環境要素別事項）

環境要素	検討内容
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>○風向・風速調査結果と予測において設定した風向・風速出現頻度との比較</li> <li>○交通量調査結果と予測において設定した交通量との比較</li> <li>○実際の大气汚染物質発生源（建設作業機械，ばい煙発生施設等）の諸元・稼働状況等と予測において設定した大气汚染物質発生源の諸元・稼働状況等との比較</li> </ul>
騒音，振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通量調査結果と予測において設定した交通量との比較</li> <li>○実際の騒音・振動発生源（建設作業機械，騒音・振動発生施設等）の諸元・稼働状況等と予測において設定した騒音・振動発生源の諸元・稼働状況との比較</li> </ul>
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実際の悪臭発生施設の諸元・稼働状況等と予測において設定した悪臭発生施設の諸元・稼働状況等との比較</li> </ul>
水質，底質	<ul style="list-style-type: none"> <li>○濁り等を発生する工事の実際の内容と予測において設定した工事内容との比較</li> <li>○実際の水質汚濁負荷発生源（温排水含む。）の諸元・稼働状況等と予測において設定した水質汚濁負荷発生源の諸元・稼働状況等との比較</li> </ul>
地下水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地下水汚染を伴う工事の実際の内容と予測において設定した工事内容との比較</li> </ul>
地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実際の地下水揚水の実施状況と予測において設定した地下水揚水の状況との比較</li> <li>○実際の地下水取水施設の諸元・稼働状況等と予測において設定した地下水取水施設の諸元・稼働状況等との比較</li> </ul>
日照	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日影の原因となる工作物の実際の位置・形状と予測において設定した工作物の位置・形状の比較</li> </ul>
風害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○風害の原因となる工作物の実際の位置・形状と予測において設定した工作物の位置・形状の比較</li> </ul>

植物, 動物, 生 態系	<p>○植物・動物の生育・生息等に影響を及ぼすと考えられる工事の実際の内容と予測において設定した工事内容との比較</p> <p>○植物・動物の生育・生息等に影響を及ぼすと考えられる行為等の実際の内容と予測において考慮した行為等の内容の比較</p>
人と 自然と の触れ 合い活 動の場	<p>○人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと考えられる工事の実際の内容と予測において設定した工事内容との比較</p> <p>○人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと考えられる行為等の実際の内容と予測において考慮した行為等の内容の比較</p>
景観	<p>○景観に影響を及ぼす工作物等の実際の位置・形状と予測において設定した工作物の位置・形状の比較</p> <p>○実際の地形の改変状況と予測において設定した地形の改変状況の比較</p>
文化 環境	<p>○文化環境に影響を及ぼすと考えられる作業・行為等の実際の実施状況と予測において設定した作業・行為等の実施状況の比較</p>
廃棄 物等	<p>○実際の廃棄物（建設発生土を含む）等の発生量と廃棄物等発生量の予測結果の比較</p>
地球 温暖化	<p>○温室効果ガスを発生する作業・行為等の実際の実施状況と予測において設定した作業・行為等の実施状況の比較</p>
オゾ ン層破 壊	<p>○オゾン層破壊物質を排出するおそれのある施設の実際の諸元・稼働状況と予測において設定した施設の諸元・稼働状況の比較</p>

# 事後調査・再評価（レビュー）マニュアル

平成11年3月

環 境 庁



## はじめに

環境影響評価法が平成9年6月に公布されたが、この新たな環境影響評価制度を推進するに際し、環境影響評価の予測精度を高め、より適切な環境保全対策を推進するためには、基本的事項で実施を位置づけられた事後調査(事業着手後の環境の状況等のモニタリング)の定義や手法等の考え方を明確にする必要がある。また、事後調査結果を検証する取り組みとして環境庁が事業者に対して実施を求めてきた再評価(レビュー)についても、その考え方を定義する必要があると考えられる。

このため、「事後調査・再評価(レビュー)に関する検討会」を設け、所要の検討を行い、その定義や手法の基本的な考え方を整理したが、この事後調査・再評価(レビュー)マニュアルはその成果をとりまとめたものである。



## 目 次

1 「事後調査・再評価(レビュー)に関する検討会」の概要 .....	69
2 事後調査、再評価(レビュー)の基本的な考え方 .....	71
2.1.事後調査・再評価の定義 .....	71
2.2.第三者機関等の関与について .....	73
2.3.調査結果の公表に関する基本的な考え方 .....	76
2.4.事後調査手法の考え方 .....	78
2.4.1.事後調査計画の策定にあたっての考え方 .....	78
2.4.1.1.実施主体の考え方 .....	78
2.4.1.2.計画策定時における基本的考え方 .....	79
2.4.1.3.調査項目選定の考え方 .....	80
2.4.1.4.調査手法選定の考え方 .....	82
2.4.1.5.調査範囲・測点設定の考え方 .....	87
2.4.1.6.実施時期・調査期間の設定の考え方 .....	90
2.4.2.事後調査で予測外の事態が判明した場合の対処について .....	93
2.4.3.事後調査・再評価(レビュー)を想定して現況調査、予測及び評価段階で考慮 すべき事項 .....	94
2.4.3.1.現況調査で考慮すべき事項 .....	94
2.4.3.2.予測・評価段階で考慮すべき事項 .....	94
2.5.再評価(レビュー)手法の考え方 .....	96
2.5.1.再評価(レビュー)の手法選定、実施にあたっての考え方 .....	96
2.5.1.1.再評価(レビュー)の実施主体 .....	96
2.5.1.2.再評価(レビュー)の実施時期 .....	96
2.5.1.3.再評価(レビュー)の方法 .....	97
2.5.2.再評価(レビュー)結果に基づく環境保全措置の適正化の考え方 .....	98
2.5.3.再評価(レビュー)結果に基づく予測・評価に係る技術手法の検討 .....	99



## 1. 「事後調査・再評価（レビュー）に関する検討会」の概要

環境影響評価法に係る基本的事項（平成9年環境庁告示第87号）においては、「選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境影響保全措置を講ずる場合において、環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態を把握するために調査」として、アセス後の対応として事後調査を規定している。これまでも地方公共団体の要綱や事業者が自治体等と締結する環境保全協定（公害防止協定）に基づいて事後調査（監視）が実施されてきたが、事後調査の内容は事業種毎、事業毎に多種多様であり、その実施手法は統一されていない。

一方、予測手法に限界がある場合、予測の前提条件の設定に不確実性が大きい場合においては、環境庁長官意見として、予測・評価内容が妥当であるか、講じた環境保全措置が適切かつ十分であったか等を検証する事後の再評価（レビュー）を求めている事例が多いが、その定義や手法等の考え方もこれまでに明確に示されなかった。

そこで、以下のように「事後調査・再評価（レビュー）に関する検討会」を組織し、事後調査及び再評価の定義やその手法の基本的な考え方についての検討を行った。

表1 「事後調査・再評価（レビュー）に関する検討会」検討員名簿

検討員（50音順、敬称略）	
沖山文敏	川崎市公害研究所騒音振動研究担当主幹
尾崎清明	(財)山階鳥類研究所標識研究室長
(座長) 原科幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
風呂田利夫	東邦大学理学部生物学科助教授
前川満太郎	東京都環境保全局環境管理部環境影響評価審査室課長補佐
鷲谷いづみ	筑波大学生物科学系助教授
渡辺正孝	環境庁国立環境研究所水圏研究部長



## 2.事後調査、再評価（レビュー）の基本的な考え方

### 2.1.事後調査・再評価の定義

- (1)「事後調査」とは、当該事業の環境影響評価に係る選定項目としたもののうち、予測の不確実性が大きい場合、若しくは効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合等において、事業者が工事中及び供用後の環境の状態を把握する調査をいう。なお、事後調査結果から対象事業に起因する環境影響が明らかになった場合の対応の方針を事業者が予め示すことが重要である。
- (2)「再評価（レビュー）」とは、予測の不確実性の大きい事業等について、事業の進捗の段階に応じて得られた新たな事後調査結果等を用いて影響の再予測を行い、予測・評価結果が妥当な内容であったか、項目選定から予測・評価に至るまでの過程が適切であったかどうか、さらに、講じた環境保全措置が適切かつ十分であったかどうかについて事業者が検証を行う取り組みをいう。

#### 【考え方等】

##### (1)事後調査の考え方

基本的事項（平成9年環境庁告示第87号）において、「（環境影響評価の）選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において、環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査」として規定しており、事後調査によって、事業の実施に伴う環境の変化を事業者が適切に把握することを求めている。

環境への影響の重大性の判断については、事業者がアセス手続きにおける住民等の意見を勘案し責任をもって行うべき事項である。

「確実性をもって」、「影響はない（少ない）」との評価により、事後調査の対象としなかった項目についても、環境保全措置によって問題を軽減している場合等には、事業者は必要に応じて継続的な監視（モニタリング）調査を検討する必要がある。調査の方法としては、事業者の調査を基本とするが、国及び地方公共団体等のモニタリングデータ等が利用可能な場合には、これらを適切に活用するものとする。基本的事項において「事後調査の結果により著しい環境影響が明らかとなった場合等の対応の方針、…を明らかにすること」を規定していることから、環境影響の内容及びその程度（例えば、汚濁拡散防止膜が適切に設置されていないために、水質汚濁の範囲が拡大する）に応じた措置を講じる必要がある。したがって、事業者は環境影響が著しい場合の対応を事前に検討しておくとともに、係る事態が判明し

た場合には地方公共団体等と相談しながら迅速に対応することが求められる。

## (2)再評価（レビュー）の考え方

「再評価」は、後述するように、基本として事業者が行う。したがって、事後調査により把握される工事中及び供用後の環境の状況をもとに、「当該事業に関してなされた予測・評価内容が妥当なものか、調査項目・手法等の選定から予測・評価に至る過程が適切であったか、さらに講じた環境保全措置が適切かつ十分であったか等を適切な時期に再予測し、検証すること」が第一の目的であり、事業者はこの結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。また、事業者は、事後調査の結果だけでなく、予測・評価あるいは環境保全措置に関する技術情報等についても適切な形で公表する必要がある。

予測手法に限界がある場合、地形変化が大きい等予測の前提条件の設定に不確実性が大きい場合等においては、これまでも環境庁長官意見として、事後の再評価を求めている事例が多い。特に、事後において、予測・評価の前提条件（例えば下水処理場の整備やバイパスの整備等）が大きく変わっている場合（例えばこれらの整備が遅れている）には、事業者は、前提条件を現実に合わせて変更し、再予測（再現計算）を実施する必要がある。この再予測結果と事後調査結果とを比較し、当該事業の影響を検討することが適切と考えられる。

「予測・評価内容のみならず、環境影響評価過程全体が適切になされたかどうかを事後に判断する」ということも再評価の役割と考えられる。しかしこれは、事業者の責務というよりはむしろ環境影響評価法の適切な運用の観点から、環境庁や地方公共団体環境部局が事業者の実施した再評価結果を包含する形で取り組むことが適切であり、一種の監査に相当する業務として行政が行う再評価となる。

「事後調査」から「再評価」に至る過程は下図のとおりである。

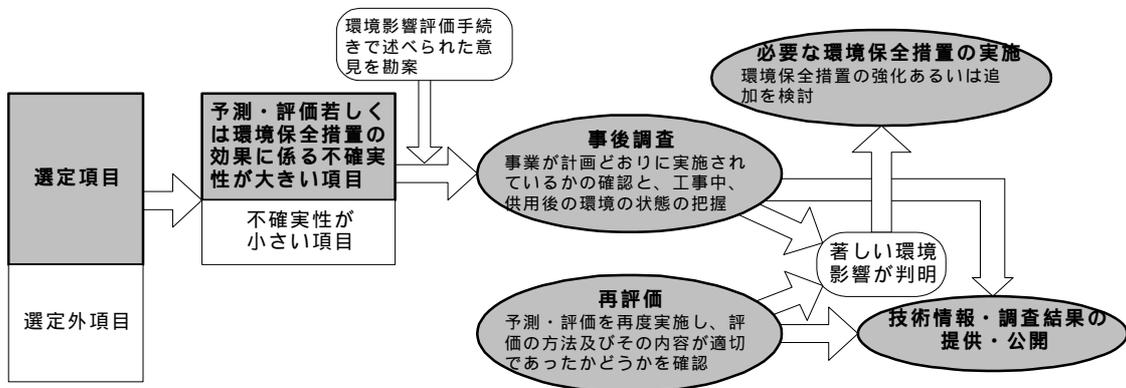


図1 事後調査から再評価に至る過程

## 2.2. 第三者機関等の関与に関する基本的考え方

- (1)事後調査、再評価を適正かつ客観的な取り組みとするために、事業者は、地方公共団体環境部局等と協議するとともに、専門家等で構成する第三者機関等の助言・指導のもとでこれらを計画・実施することが望ましい。
- (2)事業者が第三者機関等を組織することを基本とするが、事業者及び地方公共団体等から独立した中立的な機関として運営される必要がある。また、その組織にあたっては、以下の点に配慮することが望ましい。
- 事業者は第三者機関等の組織にあたって、地方公共団体環境部局等の助言・指導を受けること。
  - その責務として、事後調査・再評価の取り組みに関して技術的・総合的な協議を行うとともに、協議内容等について説明責任を負うこと。
  - 構成員として、大学、公的研究機関、民間調査機関（環境コンサルタント）、環境N G O等の研究者等の専門的知識を有する者に加えて、住民等で地域の文化・自然環境等について知識や関心を持つ者の関与についても考慮すること。
- (3)より適切な社会的合意形成を図る観点からは、事業者は広い利害関係者の関与のもとで協議を行うことや、方法書の検討段階から第三者機関等を組織する等の方策を検討することが望ましい。

### 【考え方等】

基本的事項に、事業者が項目及び手法の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けながら客観的かつ科学的な検討を行う必要があることを示している。環境影響評価の内容を受けて実施する事後調査・再評価においても、専門家等で構成される第三機関等の関与のもとで実施することが適切と考えられる（「図2 第三者機関等の関与の考え方」の（1）を参照）。

地方公共団体等の助言・指導のもとで、事業者が第三者機関等を組織し、費用負担を含めて運営する。当該機関は、第三者的な立場で事後調査・再評価に関する協議を行うものとする。

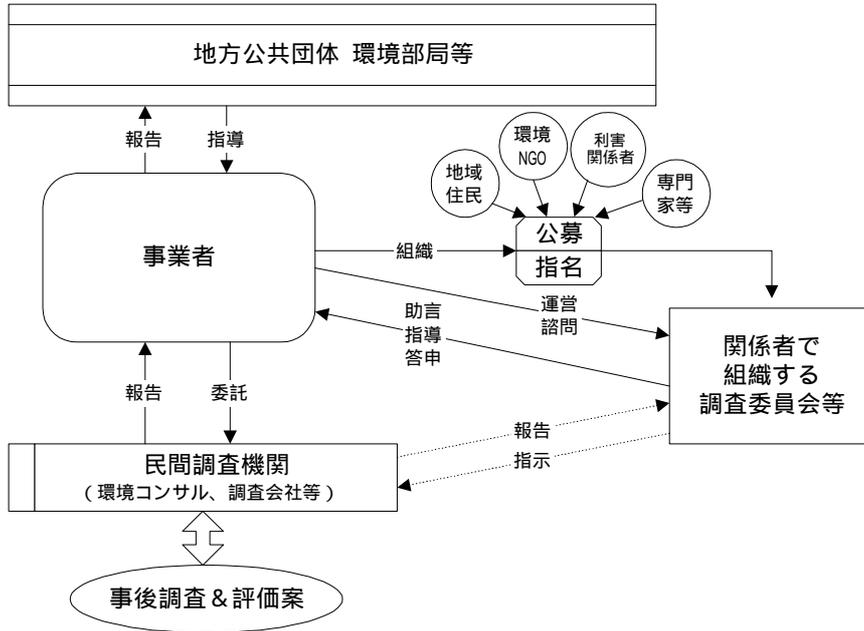
事業者が行った事後調査・再評価の結果を踏まえて、予測・評価内容が妥当であったか、対象項目・調査手法の選定から予測・評価に至るまでの過程が適正に実施されたかどうかを、技術的、総合的に評価することが第三者機関等の役割である。また、第

三者機関等は、その協議内容等について社会に向けた説明を行うとともに、協議を踏まえて環境保全の観点から事業者を助言・指導することが望ましい。

第三者機関等において、予測・評価、事後調査に係る技術事項についてより専門的な検討を行うために、必要に応じて研究者・技術者等で構成する作業部会を組織することも想定される。

事後調査及び再評価の実施にあたっては、事業者が、第三者機関等、地方公共団体、民間調査機関（環境コンサルタント）等と密接にコミュニケーションを図りながら進めることが適切と考えられる。さらに、より適切な社会的合意形成を図るためには、事業者がより広い利害関係者（事業者、地方公共団体、専門家、住民、環境NGO等）でラウンドテーブルを構成し、協議する等の取り組みが期待される。また、事後調査結果等をより効果的に（広範囲かつ短時間に）周知する観点からも、ラウンドテーブルにおいて一括して説明することは有効な手段の一つと考えられる（「図2 第三者機関等の関与の考え方」の（2）を参照）。

( 1 ) 調査委員会等を組織し、事後調査・再評価の検討を行う形態



( 2 ) ラウンドテーブルを組織して事後調査、再評価の検討を行う形態

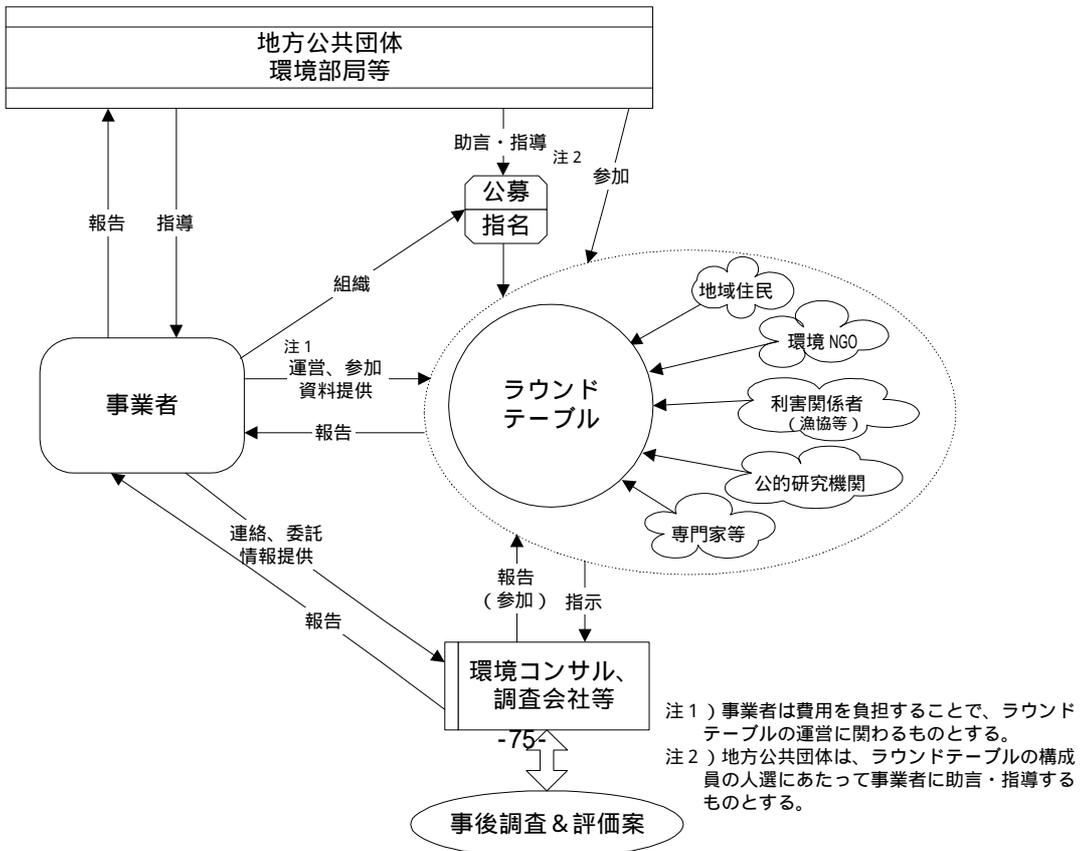


図2 第三者機関等の関与の考え方

### 2.3. 調査結果の公表に関する基本的な考え方

- (1)事後調査及び再評価の内容については事業者が公表することを基本とする。公表の対象は、調査結果、再評価結果、環境保全措置の効果等について未加工のデータを含むものとする。ただし、希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の生物保護上の配慮が行われる必要がある。
- (2)事業者は、報告書の閲覧、パンフレット（概要報告書）の配布、都道府県等で毎年発行する環境白書、企業が発行する環境レポートへの記載、あるいはインターネット等により調査結果等を公表するとともに、公表の対象となるデータを電子媒体により保管し、提供するものとする。なお、地域住民等に対しては調査結果等を積極的に説明する場を設けることが望ましい。
- (3)事業者が環境影響評価の実施に際して、他の事業者の調査データ等を活用する場合には、調査を実施した事業者と協議する必要がある。
- (4)事後調査、再評価に係る技術情報については適切な形式で公表されるとともに、環境影響評価の技術的向上のために情報の蓄積が図られることが望ましい。

#### 【考え方等】

基本的事項に「事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること」を規定していることから、事業者は未加工のデータを含めて事後調査結果を公表することになる。また、再評価は、事後調査結果から環境保全上問題となる事項を抽出するとともに、環境保全措置の適正化を検討するための取り組みであることから、再評価の結果と措置の検討内容等についても公表されることが適切と考えられる。

調査結果等の公表により希少生物の乱獲等が懸念される場合には、これらを未然に防止するための措置として情報を非公表とする等の扱いが必要と考えられる。基本的事項に示すように、希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じて種及び場所を特定できない形式で整理する等の生物保護上の配慮が必要である。

事業者以外の誰でもが事後調査、再評価の検証を可能とするため、調査の計画・実施から再評価に至るまでの過程を明確に示す必要がある。

調査データ等を事後に検索可能とするため、公表の対象となる全てのデータが電子媒体により参照可能な形式で保存され、地元自治体等に提供される必要がある。さらに、今後環境影響評価のデータセンター等が設立されるような場合には、センターによ

てデータが一括管理されることも想定される。

新たに環境影響評価を行おうとする事業者が、上記により公表された調査データ（他の事業で得られ、公表されたもの）を活用する場合には、その利用について調査を行った事業者と協議する必要がある。なお、データ引用に伴って生じる責任は、引用した事業者が負うことになる。

今後、より効果的かつ経済的な環境保全の取り組みを可能とするため、国・地方公共団体は定期的に技術手法のレビューを行い、環境影響評価手法全般の技術的向上を図ることが期待される。このためには、事業者が整理した技術情報等についても適切な形で公表し、情報の蓄積を図ることが望ましい。

周辺地域の住民等に対する配慮として、事後調査結果の説明会を開催する等、事業者自らが積極的に説明する場を設けたり、地元自治体の情報公開室等における報告書等の常時閲覧・貸出についても検討することが望ましい。

事後調査結果等を広く一般社会に浸透させること、及び環境アセスメントの技術者・専門家を育成する観点からは、事後調査結果から得られた学術上有用な情報を整理し、学会や学術雑誌における発表等が可能となるよう配慮すべきである。

## 2.4.事後調査手法の考え方

事業に伴う環境影響を適切に把握するためには、以下に整理した事後調査計画の策定及びその実施に係る考え方を参考にして事後調査を実施することが望まれる。

### 2.4.1.事後調査計画の策定や手法の選定にあたっての考え方

#### 2.4.1.1.実施主体の考え方

- (1)事後調査の実施主体は当該事業の事業者であることを基本とする。
- (2)譲渡等によって主体が変更される場合においても、事後調査が引き続き遺漏なく実施されるために、譲渡契約等により事業を引き継ぐ者に対して事後調査を義務づける必要がある。

#### 【考え方等】

事後調査は「汚染者負担の原則」に基づき事業者の責務により実施すべきものであり、事業者自らが環境影響評価書に公表した内容にしたがって計画し、実施することが原則となる。

基本的事項において、「当該対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれることが明らかである場合等においては、他の主体との協力又は他の主体への要請等の方法及び内容について明らかにできるようにすること」としており、譲渡等により実施主体が変わることが想定される場合には、その扱いを環境影響評価書で明らかにしなければならない。基本的にはこれにしたがって事後調査が継続して実施される。しかしながら、影響評価時点では予想していない主体の変更が行われる場合があることを想定すると、主体変更に際しても遺漏なく事後調査が実施されるよう関係者間で合意する必要がある。

なお、当該事業と時期を同じくして近隣区域で別の事業が実施される場合には、調査の効率化の観点から関係する事業者が連携した調査を実施することについても考慮することが望ましい（例えば、近隣区域で埋立事業がほぼ同時期に実施される場合等）。

#### 2.4.1.2. 計画策定等における基本的考え方

- (1) 調査計画は事業者が策定することを基本とする。
- (2) ただし、事後調査の適正さ・客観性を確保するためには、地方公共団体環境部局及び第三者機関等の助言・指導のもとで計画・実施することが望ましい。また、地方公共団体が実施している環境モニタリング結果を活用する観点からも、事業者は担当部局と綿密に協議を行い調査計画を策定することが適切である。
- (3) 調査計画は、調査の内容、調査方法、調査データの解析方法、調査結果の反映方法等を具体的に示すこと。

#### 【考え方等】

「事後調査の項目及び手法の内容」は環境影響評価書に示すこととなるが、事業者は詳細な実施計画を別途作成する必要がある。一般に、工事の段階から事後調査を実施することから、着工以前に実施計画を作成することとなる。

事後調査を適正かつ客観的に実施するためには、地方公共団体環境部局及び第三者機関等の関与が必要と考えられる。

より専門的な調査（例えば生態系調査）が必要な場合には、専門家等がより深く関与すること（例えば、専門家が事業者と共同して調査を実施すること）も想定される。

#### 2.4.1.3. 調査項目選定の考え方

- (1) 調査及び予測の技術的境界、予測の前提とした条件の推移の不透明さ、環境保全措置の効果に係る知見の不十分さなど、調査・予測・評価・対策措置に伴う不確実性の大きい項目を対象とし、環境影響評価手続で述べられた意見等を配慮して選定すること。
- (2) なお、環境保全措置等の実施により環境影響が少ないと予測・評価された項目についても、当該措置の実施状況及びその効果等を確認する必要がある。
- (3) 気象、水象等の予測条件とした事項も同時に調査すること。事業者は、事後調査の実施に際して、これらの事項が予測条件と大きく変わっていないことを確認する必要がある。

#### 【考え方等】

事後調査の定義でも示したように、選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において、環境への影響の重大性に応じて、調査項目を選定する必要がある。

逆に言えば、選定項目について環境影響が確実に予測でき、しかも環境保全措置により確実に影響を抑制・低減できることが明らかな場合には、事後調査を実施する必要がないと判断することも想定される。ただし、環境保全措置が予測の前提条件どおりに機能しているか（例えば下水道整備が計画どおりに進んでいるか）、予期しえない事態は発生していないか（例えば高度処理まで導入する必要があると判断される）といった事項が懸念される場合には、必要に応じて一定の事後調査の実施を考慮する必要があると考えるべきである。

予測等の不確実性は、以下のような事由により生じているものと考えられる。

#### 1) 対象項目に起因する不確実性

- 対象項目に係る科学的知見が必ずしも十分でない場合
- 対象項目に関する調査データが不足している場合
- 対象項目自体が本質的に不確実な事象である場合

#### 2) 予測手法等に起因する不確実性

- 予測手法自体が学術的に十分な確実性をもって確立されていない場合、大きく変化する場合
- 予測条件、予測の前提等に不確実な事項が含まれる場合
  - ◇ 水象、気象等、予測のための自然条件が十分に把握できていない場合

- ◇ 予測の前提としている周辺状況（例えば下水道整備やバイパス整備）が予定通りに推移していない場合

### 3) 選定した環境保全措置の効果等に起因する不確実性

- 他の事業では適用例も多く技術的にも成熟しているが、当該事業では使用事例が少ない場合
- 実用可能と判断される段階に至った先進的保全措置を採用する場合
- 技術的特性から、必ずしも定量的に効果を予測・評価しがたい保全措置を採用する場合。例えば、これまでも人工干潟の造成、藻場造成等が実施されてきたが、代償措置として適切なものとなっていることが判断できる事例はほとんどない。

通常、環境影響が最大（最悪）となる条件で予測・評価されていることが多い。事後調査結果と予測・評価内容を適切に比較検討するためには、予測の前提とした気象、水象等の条件が想定した範囲内にあることを確認しなければならない。したがって、予測条件とした事項についても事後調査と並行して調査する必要がある。事後調査結果等から著しい環境影響がみられた場合には、適切な措置を講じるとともに、当該影響をよりの確に把握するために関連する調査項目を追加する等の対応をとることが望ましい。このような事態に柔軟に対応するために、評価書において事前に「事後調査結果等の状況に応じて、調査項目の追加等の対応を検討する」方針を明記することが考えられる。

#### 2.4.1.4. 調査手法選定の考え方

事後調査の結果は、現況調査結果及び予測評価内容と比較対照が可能なことが第一条件であることから、一般的には、事後調査の手法は現況調査の手法に合わせるものが適切である。ただし、技術の進展により、評価時点での不確実性が低減できるような調査手法が使用可能となった場合には、より効果的な手法の採用を検討することが望ましい。

##### 【考え方等】

事後調査の調査手法の選定に関しては、現況調査時点の手法を継続使用する場合からより効果的な手法を選定する場合までが想定される。

そこで、調査手法選定にあたっての考え方を整理すると次のようになる。

- 1) 現況調査時の手法を踏襲する場合：事後調査の結果を現況調査、予測評価内容と比較対照する観点からは適している。不確実性を減少させる観点からは必ずしも適切ではないと考えられる。
- 2) 実用可能な最善手法を採用する場合：評価時点の不確実性が低減できるような調査手法の使用が可能となった場合においては、その採用を検討することが望ましい。ただし、現況調査手法による調査結果との整合を図るために、一部両法併用等により調査結果の比較検討を行うことが必要となる。
  - 個別事業で新たに採用した調査手法等に関する有用情報が公開されることにより、事後調査だけでなく、現況調査においても新たな手法が採用されやすくなる。一方で、技術情報の収集・整理・解析、及び技術手法の普及に関して、国・地方公共団体における取り組みが望まれる。
  - 例えば、生態系全般に関しては、選定される生物種の局所個体群、生態系の持続性（最小存続可能個体数が維持されているか、あるいはその生息環境の状態が良好に保たれているか等）の観点から調査を設計することが考えられる。
- 3) 技術的な問題等により影響を科学的に把握する手法が十分に確立されていない場合には、事前に事業者が一定額の調査費用を計上しておき、その予算の枠内で技術開発の進展に応じた対応（調査、措置等）を図ることも考えられる。

対象項目毎の調査手法選定の考え方

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事中の事後調査は、工事の進行に合わせて行われるものであることから、速やかに調査結果を整理・検討し、環境影響が認められる場合は、環境保全措置の強化について迅速に対応する必要がある。</li> <li>• 供用後の事後調査では、環境の調査に加え、環境影響の程度を明らかにするために、予測の評価時間を踏まえ整理した事業地周辺の事業実施前の環境濃度の状況、環境調査の予測で用いた気象要素の状況、排出源、排ガス処理施設等の稼働状況等、事業地周辺の当該事業以外の事業活動に関する情報などが必要であり、これらのデータの収集・解析方法について予め検討しておく必要がある。</li> <li>• 道路交通公害等に関して、行政目標の途中年度に事後調査を実施する場合には、比較対照する予測・評価のためのバックグラウンドを適切に把握するための方法を検討する必要がある。</li> </ul>
		騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人の感覚に及ぼす影響が大きいことから、苦情の内容を十分把握し、その内容に応じた監視体制・対策等を再検討する等、苦情への対応を十分に行う必要がある。</li> <li>• 騒音の測定にあたっては、予測精度を上げるために、予測の条件とした事項（例えば、交通量、車種、速度、発生源の種類、発生源のパワーレベル、周波数特性等）も併せて調査を行う必要がある。予測の前提条件が成立していない場合には、施設の稼働状況と環境の状態との関係を明らかにする必要がある。</li> <li>• 騒音防止のための措置を講じた場合には、事後調査結果から措置の効果を確認するとともに、必要に応じて措置の強化等を検討する。</li> <li>• 屋内騒音についても必要に応じて調査する必要がある。</li> </ul>
		振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人の感覚に及ぼす影響が大きいことから、苦情の内容を十分把握し、その内容に応じて監視体制・対策等を再検討する等の苦情の対応を十分に行う必要がある。</li> <li>• 振動防止のための措置を講じた場合には、事後調査結果から振動防止措置の効果を確認するとともに、必要に応じて措置の強化等を検討する。</li> <li>• 屋内振動についても必要に応じて調査する必要がある。</li> </ul>

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合臭等による影響を適切に把握するために、人の嗅覚を用いて測定する臭気濃度及び臭気指数の把握についても併せて検討する必要がある。</li> <li>人の感覚に及ぼす影響が大きいことから、苦情への対応体制等を十分に整備する必要がある。</li> <li>悪臭調査にあたっては、周辺の主要な悪臭発生源の状況や気象条件等に係る情報を入手するための方法を検討しておく必要がある。</li> </ul>
	水環境	水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>降水時の河川流入等の自然要因、工程変更等の事業要因が水質に直接的、間接的に影響を与えるため、これらの事項も併せて把握する必要がある。</li> <li>可能であれば事後調査により得られたデータをパラメータとして再度シミュレーションを行い、水質汚濁の機構を明確にする。</li> <li>事業地周辺に藻場・干潟等が存在する場合には、事業による影響を把握するとともに、藻場・干潟の浄化機能を適切に把握するための方法を検討する必要がある。</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>水象への影響について、降雨等の自然的要因、工程変更等の事業要因により水象に予期しない事態が生じていないかを確認するために、河川流量、地下水位、湧水量、潮流等についても適切に把握する必要がある。また、観測密度を上げるために簡易な観測手法の導入についても検討する必要がある。</li> <li>地下水への影響については、広域での影響を把握するための手法の検討、情報の蓄積を図る等の方法を検討する必要がある。</li> </ul>
	土壌環境・その他の環境	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測・評価段階で対象事業地域の周辺で学術上・環境保全上（例えば、地域固有性が高い等）重要な地形・地質等がみられた場合には、当該地域でも同種の地形・地質が工事に際して判明することを想定して、対策や事後調査の進め方等を検討しておく必要がある。</li> </ul>

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	土壌環境・その他の環境	地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地下水位、地盤変動の調査を行うとともに、対象事業の調査として、揚水量、工事工程、事業の進捗状況、環境保全措置の実施状況等を適切に把握する必要がある。</li> <li>• 事業地周辺地域の建築物等への影響の有無についても適切に把握する必要がある。</li> <li>• 広域影響を把握するための手法の開発、情報のデータベース化等の取り組みを今後検討することが望ましい。</li> </ul>
		土壌	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土壌汚染の直接的・間接的な要因となる大気汚染、水質汚濁、廃棄物等の管理状況や排出状況等、及びこれらの影響を防止するための措置が適切に実施されているかを確認しておく必要がある。</li> <li>• 生態系、水環境の保全と密接に関係する事項として、土壌の健全性を把握するための方策を検討することが望ましい。</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 構造物の建造に伴う影響として、当該建物の存在による圧迫感についても適切に把握する必要がある。</li> </ul>
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物	生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上位性・典型性・特殊性の視点から選定された複数の生物種に関して、種ごとの生息状況と生活史（ライフサイクル）特性（分布、個体数、成長、年齢構成、世代更新等）、および対象種と関係の深い主な生物種間（捕食-被食関係、競合関係、共生関係等）を把握するための方法を選定することが望ましい。同時に対象種の生息・生育環境を適切に把握するための方法を選定することが望ましい。</li> <li>• 生態系に関しては、調査手法が十分に確立されておらず、対象種ごとに調査手法を十分吟味する必要があることから、地域の専門家等の助言・指導のもとで調査を計画・実施する必要がある。</li> <li>• 生態系に関する指標として選択した種への影響を評価、把握するだけでは不十分であり、これらの指標種を用いて生態系全体への影響を評価するための方策を検討することが望ましい。</li> <li>• 動植物、生態系を保全する観点からは、保全生態学的な視点での調査を行うことが今後求められる。保全上重要な生物種のみならず、生態系システム全体としての持続性を評価するための調査を検討することが望ましい。</li> </ul>
	動物		

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の生物種の生息・生育状況だけを把握するだけでなく、景観生態学的な観点からの調査を検討することが望ましい。 (景観生態学;生態系を地形、植生、土地利用、物質循環等の様々な空間的な要素で構成されるランドスケープと生物との関係を総合的に分析し、生態系の保全や新たな環境を作り出す取り組み(研究))</li> <li>事業に伴う自然環境の状態を把握する方法の一つとして、住民参加型の調査やモニタリング等の実施についても考慮することが望ましい。</li> </ul>
	植物	
	生態系	
人と自然との豊かな触れあい	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地周辺の景観について、審美性、固有性、親近性、歴史・文化性、視認性等の観点から特に配慮すべき景観資源、眺望点への影響の把握及びその保全のための取り組みを行う必要がある。</li> <li>周辺の身近な風景への影響の把握及びその保全のための取り組みについても検討する必要がある。</li> <li>景観を構成する要素の変化のみならず、これらの要素から人間が享受するものの状態の変化についても、人間の意識・認識(価値判断等)に関する手法(計量心理学や社会工学的な手法)を用いて把握する必要がある。</li> </ul>
	触れあい活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>「野外レクリエーション地」として知られるものだけでなく、身近な自然的環境(雑木林、水田や畑、並木、鎮守の森、小川、緑地等)についても、触れ合い活動の場としての役割等に配慮した調査方法を検討する必要がある。調査対象については、周辺住民等にアンケート調査を実施する等社会工学的な手法を用いる。</li> <li>利用が顕在化している場のみ限定せず、既存知見等から地形情報や植生等の資源性を考察し、将来の利用可能性を有する場についても調査対象として扱う必要がある。</li> <li>住民等の野外活動、触れ合い活動等に関して、対象となる施設及び場所の状態、影響の程度、利用環境の変化、自然との関係の変化等を把握するために、住民への聞き取りや住民参加型の調査等を実施することが考えられる。</li> <li>当該事業が「触れ合い活動の場」へのアクセスに及ぼす影響の範囲を把握し、影響を極力少なくするための方法・措置等を検討する必要がある。</li> </ul>
環境への負荷	廃棄物等 温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物・温室効果ガスの低減に関しては、排出量の抑制・再資源化(有効利用技術の開発)・減量化・適正処理等の推進状況についても定期的に整理し、負荷低減のための措置等に反映する必要がある。</li> </ul>

#### 2.4.1.5. 調査範囲・測点設定の考え方

- (1) 事後調査の調査範囲、測点配置は、現況調査範囲と測点、及び予測評価範囲を基本として設定する。
- (2) 影響把握及び不確実性削減の観点から、必要に応じて、調査範囲を拡大（あるいは集中）したり、測点を適切に配置しなおすことにより、影響が広域におよぶことや一部地域に集中的にみられることが想定される場合には、より効果的に影響を把握する方策を採用すること。

#### 【考え方等】

事後調査の目的は、予測・評価が適切であったかどうかを実証的に検証し、必要に応じて追加的な措置を講じることにある。したがって、事後調査における調査範囲・測点は、現況調査にこだわらず、不確実性を少なくしてより効果的に影響を把握する観点から、データの時空間的不足等を補うように設定することが適切である。

調査範囲の選定、測点配置に関して想定しうるパターン（代表例）を整理すると、次のようになる。調査範囲・測点配置を現況調査と変更する場合にも、予測・評価との比較対照が可能なように設計すること、非影響域にも適切な測点が設置され、事前・事後を通じたバックグラウンドの変化を把握できるようにすること等に配慮する必要がある。

調査範囲	調査測点	パターン例	理由（現況調査等から・・・）
現況調査と同じ	現況調査と同じ		
	変更	補完測点を設けて充実	空間的不均質性が大
		現況調査結果に基づき削減	空間的不均質性が小
		空間的には減、時間密度は増	時間的不均質性が大
狭く変更	変更	影響想定範囲に絞り込む	影響範囲が限定的であることが合理的に予測されている
広く変更	変更	より広域の調査を盛り込む	影響想定範囲外での変化を把握しないと評価困難；例えば渡り鳥等

この他に空間的にも時間的にも測点を充実させる等の様々なパターンが想定される。

一方、環境影響が予測範囲内の一部に限定されることが明らかな場合には、より効率的に調査を行うために、影響範囲に時空間的密度を集約した調査範囲・測点配置を検討することも考えられる。

対象項目毎の調査範囲・測点設定の考え方

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査範囲については、対象事業毎の予測結果を踏まえ最大着地濃度が出現する地点を中心に、影響を及ぼすことが予想される地域、影響の主たる受け手がある地域の中から測点を設定する必要がある。</li> <li>事業地周辺の既存の環境データの活用方法を検討した上で、環境影響の判断に必要な測点を設定するのが適切である。測点の設定にあたっては、対象事業以外の特定発生源の直接的な影響を受けにくいこと、周辺建物等構造物による局地的な気象の影響を受けないこと、事業計画、周辺建物特性等を踏まえた高さ方向、風配の状況等について考慮し、適切な測点を設定する必要がある。</li> </ul>
		騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の建物の配置・道路交通量・道路の構造等を勘案して、特に問題となりうる区域を中心として測点を設定する必要がある。</li> <li>当該事業の周辺地域において他の建設事業等が実施されている場合には、これらの作業の進捗状況についても適切に把握する必要がある。</li> <li>事業の工程・進捗等に応じて、騒音・振動の発生源が時間的・空間的に著しく変化する場合には、必要に応じて、発生源の位置に合わせて測点を移動させることについても検討すること。</li> </ul>
		振動	
		悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪臭の影響が広範囲におよぶ場合において、その影響を広域的に把握し、対応するために、自治体によるモニター結果等を参考にするとともに、苦情の対応に影響が及ぶ範囲に拡大する等の検討が必要となる。</li> </ul>
		その他	-
	水環境	水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施区域において、流入河川の影響や赤潮の発生等が懸念される場合には、これらの影響がおよぶ区域にも適切に測点を配置することが望ましい。また、流入状況を把握するために河口付近に対照する測点を設置すること。</li> </ul>
		底質	
		地下水	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水汚染予測結果から、汚染が著しいと予測される区域に調査地点を重点配置する必要がある。</li> </ul>
		その他	-
	土壌環境・その他の環境	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> <li>学術的価値が高いもの、天然記念物に指定されているものだけでなく、環境保全上重要と思われる地形・地質が当該事業の周辺に存在する場合には、これらに影響がおよぶ範囲を考慮して調査範囲、測点等を設定する必要がある。</li> </ul>

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	土壌環境・その他の環境	地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤沈下による影響が予想される区域、特に、住居地や保全すべき建造物が存在する区域、軟弱地盤が存在する区域等を中心として、調査範囲、測点配置等を設定する必要がある。</li> </ul>
		土壌	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況調査、予測・評価の範囲を対象として調査を行うことを基本とするが、特に土壌汚染が懸念される区域、土壌汚染の原因となる作業が行われる区域において重点配置する等の配慮が必要である。</li> </ul>
		その他	-
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況調査において設定した調査測点は、土地の改変等で連続した観測が困難になる場合もあるので、現況調査結果及び予測・評価内容と整合するように、事後調査の調査範囲・測点等を設定する必要がある。</li> <li>選定された生物種の生息・生育範囲・行動範囲等を考慮して調査範囲を設定する。広域での調査が必要な場合は、住民・隣接事業者等に協力を呼びかける等の取り組みが望ましい。</li> <li>景観生態学的な調査を実施する場合には、事業地周辺の地形、植生、土地利用等の様々な要素を勘案して、調査範囲、測点配置等を設定することが望ましい。</li> </ul>	
	動物		
	生態系		
人と自然との豊かな触れあい	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観に係る基礎情報（地形、水辺、生物的要素等）から、景観的価値の高いと判断される景観資源、眺望点への影響が適切に把握できる調査範囲、調査地点を設定する必要がある。</li> </ul>	
	触れあい活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業地域、あるいはその周辺に存在するレクリエーション地の位置、規模、環境資源としての特性・利用状況、アクセスの状況、自然と人間との関係等を十分に把握した上で、調査範囲を設定する必要がある。</li> </ul>	
環境への負荷	廃棄物等	-	
	温室効果ガス等	-	

#### 2.4.1.6.実施時期・調査期間の設定の考え方

- (1) 予測対象年次を決めて予測・評価を行った項目については、対象年次に相当する時点で事後調査を実施することが必要となる。予測年次に至る期間が長期間におよぶ場合においては、途中年次であっても必要に応じて事後調査を実施すること。
- (2) 短期間あるいは単年度の調査では対象項目に係る環境の状態が十分に把握できない場合には、複数年にわたる調査を検討する必要がある。動植物・生態系については、年変動も大きいことから、その実態の把握が可能となる調査期間を検討する必要がある。
- (3) 供用後の事業活動が計画どおりに実施され、かつ、環境の状態が予測の範囲内にあることが確認できた項目については、調査を完了することができる。

#### 【考え方等】

予測・評価の妥当性等を検証するため、予測年次における事後調査結果を用いて再評価を行うことが最低限必要である。また、予測年次までの期間が長期の場合には、事業の実施過程において一時的に環境が悪化することも予想されることから、途中年次であっても適切な調査を行う必要がある。

予測項目によっては、単年度の集中的な調査で十分な場合もあると考えられる。ただし、そのような場合においても、予測条件が成立していること（例えば施設の稼働率、周辺道路の整備状況など）を確認することが適切と考えられる。一方、短期間あるいは単年度の調査では対象項目に係る環境の状態が把握できない場合には、調査期間を複数年あるいは長期間に設定する等の検討が必要となる。

動植物・生態系に関しては、対象種のライフサイクルを考慮する必要がある（Spellerberg, 1991）。例えば、漁業資源動態の評価のために 15 年、魚類の行動及びエビ類の資源評価のために 10 年間の調査を実施した例もあり（Henderson ら, 1984；他）、インパクトに対する生物相や生態系の反応は一般的に次世代以降に生じる可能性があることを示唆している。これらを勘案し、対象となる生物種あるいは生態系への影響の有無が十分に把握できる期間を設定する必要がある。

環境保全の観点からは供用後も継続して事後調査を実施することが望ましい。しかしながら、事業が計画どおりに実施され、環境の変動の幅が問題とならないレベルであることが確認できた項目については、事業者の判断により、調査を完了できるものとするのが妥当である。ただし、調査完了の判断にあたって、事業者は地方自治体環

境部局や第三者機関等と協議する必要がある。

対象項目毎の実施時期・調査期間の考え方

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中・施設の供用中において可能な限り連続した大気汚染物質、騒音・振動等の測定を行うことが望ましいが、特に環境負荷や環境影響が最大となる時点で調査頻度を高くする必要がある。</li> <li>・ 大気汚染・騒音・振動等については、時間、曜日、季節等により状況の変化が見られることから、当該地域の特性、予測評価時間等を勘案して、調査時期、期間等を設定する必要がある。</li> </ul>
		騒音	
		振動	
		悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪臭が発生する工事の実施期間、施設の稼働中は可能な限り連続した悪臭物質・臭気濃度の測定を行うことが望ましいが、特に環境負荷や環境影響が最大となる時点で調査頻度を高くする必要がある。</li> </ul>
		その他	-
	水環境	水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質汚濁を生じる工事の実施期間、施設の稼働中は可能な限り連続した測定を行う必要があるが、特に環境負荷や環境影響が最大となる時点で調査頻度を高くする必要がある。</li> </ul>
		底質	
		地下水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中については、地下水質への影響が懸念される作業期間中、影響が最大となる時点で調査を行う必要がある。</li> <li>・ 供用後については、事業活動が定常な状態に達した時期において、環境に及ぼす影響が最大となる時点で調査を行う必要がある。</li> </ul>
		その他	-
	土壌環境・その他の環境	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竣工後も長期間にわたって影響を及ぼすような事象（例えば埋立等による周辺海岸の地形変化）については、長期間の調査を行って、当該事象の終結点を確認する必要がある。</li> </ul>
		地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水の揚水による地盤沈下が最大になる時期に地下水水位等の調査を実施するとともに、その途中段階においても必要に応じて調査を行うことが望ましい。</li> <li>・ 学術上重要な地形・地質等が工事に際して発見された場合には、追加的な調査・措置等を実施する必要がある。</li> </ul>
		土壌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌への影響が最大になると予想される時期に実施する必要がある。</li> </ul>
		その他	-

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事による影響が最大となる時期、改変された環境がある程度回復したと考えられる時期に、一定期間の調査を実施する必要がある。</li> <li>• 植物への影響を把握するためには、世代の継承が確実に行われていること（例えば3世代程度）を確認するための調査を行うことが望ましい。</li> </ul>
	動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 動物の生息基盤である植生の復元（回復）や動物への影響が発現するには長期間を要する場合があるので、これらを勘案し、調査時期・期間等を設定する必要がある。</li> <li>• 動物への影響を把握するためには、世代の継承が確実に行われていること（例えば3世代程度）を確認するための調査を行うことが望ましい。</li> </ul>
	生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 動物・植物の調査期間等を勘案し、生態系調査のための期間を設定するのが望ましい。</li> <li>• 生態系への影響を把握するためには、改変された生態系が安定状態にあることの見極めができる時期まで調査することが望ましい。</li> </ul>
人と自然との豊かな触れあい	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事の実施途上及び工事完了後改変された自然環境等が回復し、安定状態に達した時点で実施する必要がある。</li> </ul>
	触れあい活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事の実施途上及び改変された触れ合い活動の場等がある程度回復した時点で実施することが望ましい。</li> </ul>
環境への負荷	廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境への負荷低減に関しては、定期的に排出量を把握し、技術の進捗に応じて削減計画を見直す必要がある。</li> </ul>
	温室効果ガス等	

#### 2.4.2. 事後調査で予測外の事態が生じていることが判明した場合の対処について

著しい環境影響が明らかである場合、あるいは著しい環境影響が懸念される場合には、事業者は、直ちに地方公共団体環境部局や第三者機関等に連絡するとともに、適切な対応を図る必要がある。

##### 【考え方等】

基本的事項に「事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかになった場合等の対応の方針、・・・を明らかにできるようにすること」を規定していることから、環境影響の程度に応じた対応の方針を事前に明らかにしておく必要がある。

事後調査結果から著しい環境影響が判明した場合には、事業者は、まず地方公共団体環境部局や第三者機関等に連絡・協議するとともに、影響の状況等から措置の要否を判断する必要がある。措置が必要と判断された場合には、事前に対処方針が明らかにされているものはこれに従って、必要な措置を講じなければならない。予め検討した方針では対応できない場合には、当該影響を低減するための方策を検討するのが適切と考えられる。

当該事業の隣接地域において他の事業が同時期に実施される場合には、関係する事業者が共同して対処することも考えられる。措置の内容、費用等については、その責任の程度（事業規模、環境汚染物質の排出量の程度等）に応じて負担することが想定される。

環境影響が著しい場合において、緊急に対応を図る必要があると判断される場合には、事業者に先んじて関係自治体等が緊急の対応を図ることも考えられる。

#### 2.4.3.事後調査・再評価（レビュー）を想定して現況調査、予測及び評価段階で考慮すべき事項

事後調査によって当該事業に伴う環境影響を十分に把握し、適切な再評価を実施するためには、事業者は、現況調査及び予測・評価の段階から事後調査・再評価を念頭において計画を策定し、実施することが望ましい。

##### 2.4.3.1.現況調査で考慮すべき事項

事業に伴う環境影響を把握するためには、自然変動による環境の変化が正確に捉えられる必要がある。現況調査において、事業実施区域と周辺地域の別に事前のバックグラウンドの状況等を十分に把握する必要がある。

##### 【考え方等】

一般的に現況調査は1年から数年程度になると考えられる。事前から事後にかけて調査を継続することが困難な場合を想定すると、時間的に連続したデータの解析から影響の有無を検出するのではなく、事後の影響想定区域と非影響区域の比較から影響を解析することが考えられる。これに対処するためには、両区域におけるバックグラウンドの状況に元々どのような差があるのかを事前に把握しておくことが必要である。事後調査においては（本来は事前調査から）、可能な限り時間的に連続したデータを得ることが望ましい。これにより、当該事業の影響以外の要因によるバックグラウンドの変化や、影響が徐々に拡大していく状況等が把握できる可能性があり、再評価に際して判断基準のひとつになることが考えられる。

##### 2.4.3.2.予測・評価段階で考慮すべき事項

- (1) 不確実性を伴う項目の予測・評価を行う場合には、事後に想定される幾つかのケースに基づいて予測等を行うことが適切と言える。事後調査は、これらの様々なケースに対応できるように計画・実施する必要がある。
- (2) 事業が長期におよぶ場合には、予測年次の途中において事後調査を実施する必要があることから、途中年次についても適宜予測・評価を行うこと。
- (3) 予測・評価内容については、事後調査結果と対比可能な形式で示すこと。

##### 【考え方等】

環境影響評価を行う場合には、想定される様々な悪影響の原因、不確実な要素を抽出

し、全てを安全側にとって実施（最悪条件で予測・評価）する必要がある。

事業に伴う影響予測と、将来の周辺環境の変化に伴うバックグラウンドの変化の予測が区分して行われることが適切と考えられる。将来のバックグラウンドを事業者単独で予測することは困難であることから、行政機関等とバックグラウンドの予測に係る情報の交換を十分に行う必要がある。

情報の不足・不透明さにより将来の状況を正確に見積もることが困難な場合には、予想されるバックグラウンドの変化の定性的な傾向、及び不確実な事項を整理しておく必要がある。将来の環境の状況がほとんど変化しないことが明らかな場合には、現況調査時のバックグラウンドを適用することができる。

予測条件、予測の前提となっている事項（例えば下水道整備やバイパス整備）、環境保全措置の内容について、事後調査により確認可能な形式で整理しておくこと。

予測及び評価に係る不確実な事項とその程度について整理しておくこと。

- 予測評価内容に係る不確実性
- 予測手法に係る不確実性
- 予測条件（自然的条件、社会的条件）、予測の前提に係る不確実性
- 環境保全措置の効果に係る不確実性：代償措置を講じる場合にあっては措置の効果を検証できるようにしておくことが必要。

事業が長期におよぶ場合には、予測対象年次の途中においても事後調査を実施する必要がある。この調査結果と比較対照するため、適切な途中年次についても予測・評価を行う必要がある。

予測結果は、事後調査結果と対比可能な定量的表現によって示す必要がある。定量的な予測・評価が困難な場合でも、影響の方向性（現状維持か、増加するのか、減少するのか）を示すべきである（例えば、生息環境の改変により、干潟生物の生息数・生息種数が減少の方向に向かう等）。

## 2.5.再評価（レビュー）手法の考え方

### 2.5.1.再評価（レビュー）の手法選定、実施にあたっての考え方

#### 2.5.1.1.再評価（レビュー）の実施主体

- (1)再評価の実施主体は当該事業の事業者であることを基本とする。
- (2)再評価の内容の適正さ・客観性を確保する観点からは、事後調査と同様に、事業者は、地方公共団体環境部局及び第三者機関等の助言・指導のもとで再評価を実施することが望ましい。

#### 【考え方等】

環境影響評価の結果責任については事業者が負うことが当然の義務であり、「再評価」についても事業者が行うことが基本となる。したがって、再評価後の対応として、環境保全措置の適正化、調査手法・予測手法に係る技術的事項の公表等の取り組みについても、事業者が実施することが適切と考えられる。

ただし、再評価を適正かつ客観的な取り組みとするためには、事業者は、地方公共団体環境部局及び第三者機関等の適切な関与のもとで再評価を実施することが望ましい。

#### 2.5.1.2.再評価（レビュー）の実施時期

再評価は、環境庁長官意見等で示された時期、再評価に必要なデータが得られた時期等に早急に実施すること。再評価の結果を環境保全措置等に反映するためには、事業の特性・事業の進捗の段階（工事中、供用後〔存在・利用〕）や環境の状況等を勘案し、必要に応じて実施する必要がある。

#### 【考え方等】

再評価の結果を環境保全措置等に反映し、より適切に事業活動を行うためには、事業の進捗の段階（工事中、供用後〔存在・利用〕）に応じて必要なデータが得られた後早急に実施する必要がある。したがって、予測対象年次に至る途中段階であっても、前提とした条件等が成立しないことが想定される場合や、事業や措置が計画どおりに実施されているにもかかわらず環境の状態が悪化している場合等においては、得られた環境の情報をもとに必要に応じて再評価を行い、以降の対応を再検討することが適切である。

### 2.5.1.3.再評価（レビュー）の方法

- (1) 予測・評価の前提条件等で、事業の進捗の段階（工事中、供用後〔存在・利用〕）に伴い明らかになった条件等に基づき、再予測（再現計算）を実施すること。
- (2) 再予測の実施に際して、予測・評価で用いた手法よりもさらに不確実性の低減が可能な予測手法が適用できる場合には、この手法により再予測を行うこと。
- (3) (1)、(2)で実施した再予測結果と事後調査結果及び評価書の予測・評価内容との比較検討を行い、予測内容が実際の状況と大きく異なる場合には、その原因を究明する必要がある。

#### 【考え方等】

予測・評価の前提条件等で、事業の進捗（工事中、供用後〔存在・利用〕）に伴い明らかになる事項としては以下のものが挙げられる。再評価においては、これらを新たな予測条件として再予測（再現計算）を行う必要がある。

- 予測の前提条件の成立状況（例えば下水道整備やバイパス整備の進捗状況等）
- 対象事業の稼働状況（例えばばい煙発生施設の稼働状況等）
- 気象、水象等の自然条件の状況

予測の前提条件の成立が見込めない場合は、予測条件を現実に合わせて再予測を行い、前提条件が成立しないことによる環境影響の状態を十分に把握する必要がある。予測対象年次に施設の稼働状況等が計画値を大きく上回るような場合（例えば、高速道路等）には、現実の稼働状況等を予測条件として再予測を行い、事後調査結果と比較検討することも考えられる。

一方、再予測の実施に際して、より確実性の高い予測を可能とする手法が適用できる場合には、予測手法に係る不確実性を低減する観点から、この手法を用いて再予測を行うことが適切と考えられる。

再予測結果については、事後調査結果と比較検討し、再予測の内容が妥当なものであるかどうかを確認すること。再予測の内容が事後調査結果と整合しない場合には、その原因を究明し（例えば、講じた措置が計画どおりの効果を発揮していない等）、適切な措置を検討する必要がある。さらに、再予測結果と評価書の予測・評価内容との比較検討により、予測内容がどのような点で確実となり改善できたか、これに対応してどのような措置を講じたか等を整理し、公表することが重要と考えられる。

#### 2.5.2.再評価（レビュー）結果に基づく環境保全措置の適正化の考え方

- (1) 予測・評価内容の妥当性の検証の結果、予測を超える環境影響が明らかになった場合には、環境保全措置の適正化（措置の強化・追加等）を行うこと。
- (2) 措置適正化後の環境の状態を把握するために、継続して事後調査を行うこと。  
少なくとも評価書において予測・評価した程度までに影響が低減されていることが確認される必要がある。
- (3) 予測の前提条件が成立しないことにより著しい環境影響がみられる場合には、事業者は地方公共団体環境部局及び第三者機関等と連絡・協議し、環境保全措置の強化等の対応を図る必要がある。

#### 【考え方等】

環境保全措置を講じることにより予測内容が成立する場合には、当該措置が予測どおりに機能していることが前提となる。再評価の結果から、影響が十分に低減されないと判断される場合には、事業者は地方公共団体環境部局や第三者機関等と協議し、予測した程度にまで影響を低減するための措置を講じる必要がある。また、環境の状態が大きく変化すること等により、措置の強化や追加では影響を十分に低減・回避できない場合には、事業計画自体を大幅に見直しすることも考えられる。

環境保全措置の適正化を行った場合には、事業者は、引き続き事業者が事後調査を実施し、講じた措置の効果を確認する必要がある。

### 2.5.3.再評価（レビュー）結果に基づく予測・評価に係る技術手法の検討

- (1)事後調査結果と予測内容が整合しない場合において、再評価により予測・評価手法あるいは予測・評価のプロセス等に問題があると判断される場合には、その原因、及び技術的な問題点等を整理すること。
- (2)先進的な手法により予測、再予測を行った場合、あるいは効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じた場合には、予測結果と調査結果との比較検討の内容、当該手法に係る技術的課題、あるいは措置の効果等を整理すること。再予測によって予測がより確実な内容となった場合には、予測手法の技術的な改善点等を明らかにすること。
- (3)環境影響評価全般に係る技術的向上を図る観点からは、事業者は、上記の情報を適切な形式で公表する必要がある。

#### 【考え方】

環境影響評価の技術的向上が図られるためには、予測・評価手法の内容、手法の適用条件、プロセス、環境保全措置の効果等の技術情報が広く周知される必要がある。このような技術面での向上に伴い、今後よりの確かつ効果的な環境保全の取り組みが実施可能になることが期待される。

したがって、予測・評価手法に問題があるために予測と調査結果が整合しない場合、効果に係る知見が不十分な措置を講じる場合等には、事業者は、不整合の原因、技術的課題、措置の効果等を適切な形式で整理し、公表する必要がある。また、再予測により予測の確実性が向上した場合においても、評価書の予測内容からの改善点、従前の予測に関する問題点等を今後役立つ有用な情報として事業者が公表する必要があると考えられる。

公表された技術情報については、国・地方公共団体において情報蓄積・技術手法のレビュー等が行われる。



## 提出書式

書式1 事後調査計画書提出

書式5 事後調査実施主体変更協議

書式2 事業着手届出

書式6 事後調査完了協議

書式3 事後調査報告書提出

書式7 事業完了届出

書式4 事後調査計画変更協議

書式8 対象事業の内容変更届出



年 月 日

神戸市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

### 事後調査計画書の提出について

神戸市環境影響評価等に関する条例 { 第 28 条第 2 項  
第 34 条第 1 項において準用する第 28 条第 2 項 } の

規定に基づき、下記のとおり事後調査計画書を提出いたします。

#### 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 事後調査計画書（5部）……………別添のとおり
- 4 担当者氏名及び連絡先

書式2 事業着手届出

年 月 日

神戸市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印

事業着手の届出について

神戸市環境影響評価等に関する条例 { 第 27 条  
第 34 条第 1 項において準用する第 27 条 } の規定に

基づき、下記のとおり事業に着手しますので届出いたします。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 事業着手年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 担当者氏名及び連絡先

年 月 日

神戸市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

### 事後調査報告書等の提出について

神戸市環境影響評価等に関する条例 { 第 29 条第 3 項  
第 34 条第 1 項において準用する第 29 条第 3 項 } の

規定に基づき、下記のとおり事後調査報告書及び概要書を提出いたします。

#### 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 事後調査報告書（5部） …………… 別添のとおり
- 4 概要書（35部） …………… 別添のとおり
- 5 担当者氏名及び連絡先

書式4 事後調査計画変更協議

年 月 日

神戸市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印

事後調査計画の変更に係る協議について

神戸市環境影響評価等に関する条例 { 第 28 条第 2 項  
第 34 条第 1 項において準用する第 28 条第 2 項 } の

規定に基づき、 年 月 日に提出いたしました事後調査計画書について、下記のとおり

一部計画内容を変更しますので協議いたします。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 変更時期
- 6 担当者及び連絡先

年 月 日

神戸市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印

### 事後調査実施主体の変更に係る協議について

神戸市環境影響評価等に関する条例 { 第 29 条第 1 項  
第 34 条第 1 項において準用する第 29 条第 1 項 } の  
規定に基づき事後調査を実施しておりますが、下記のとおり事後調査実施主体を変更しますので  
協議いたします。

#### 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 変更前の実施主体及び変更後の実施主体
- 4 変更予定年月日
- 5 変更理由
- 6 担当者氏名及び連絡先

書式6 事後調査完了協議

年 月 日

神戸市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印

事後調査の完了に係る協議について

神戸市環境影響評価等に関する条例 { 第 29 条第 1 項  
第 34 条第 1 項において準用する第 29 条第 1 項 } の

規定に基づき事後調査を実施しておりますが、下記のとおり事後調査を完了しますので協議いたします。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 完了予定年月日
- 4 完了理由
- 5 担当者氏名及び連絡先

年 月 日

神戸市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印

### 事業完了の届出について

神戸市環境影響評価等に関する条例 { 第 27 条  
第 34 条第 1 項において準用する第 27 条 } の規定に

基づき、下記のとおり事業が完了しましたので届出いたします。

#### 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 事業完了年月日
- 4 担当者氏名及び連絡先

書式8 対象事業の内容変更届出

年 月 日

神戸市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印

事業内容の変更の届出について

神戸市環境影響評価等に関する条例 { 第 39 条第 1 項  
第 34 条第 1 項において準用する第 39 条第 1 項 } の規

定に基づき、下記のとおり対象事業の内容を変更しますので届出いたします。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の位置
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 変更に伴う環境影響の変化の程度
- 6 担当者氏名及び連絡先

環境影響評価マニュアル－事後調査編－

平成15年3月

神戸市 環境局 環境審査室

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

TEL : 078-322-5316 FAX : 078-322-6069

E-mail : [assessment@office.city.kobe.jp](mailto:assessment@office.city.kobe.jp)